

平成21年8月11日

衆議院事務総長 鬼塚 誠 殿
参議院議長 江田 五月 殿
内閣総理大臣 麻生 太郎 殿

人事院総裁 谷 公 士

人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、給与等の改定について別紙第2のとおり勧告する。あわせて、公務員人事管理について別紙第3のとおり報告する。

目 次

別紙第1 職員の給与等に関する報告	1
報告の概要	1
(民間給与との較差に基づく給与改定)	1
(給与構造改革)	3
(高齢期の雇用問題)	3
第1 職員の給与等	4
1 給与勧告の基本的考え方	4
2 民間給与との較差に基づく給与改定	7
3 給与構造改革の進捗状況等	19
4 給与勧告実施の要請	21
第2 公務員の高齢期の雇用問題	27
1 雇用と年金の連携をめぐる動き	27
2 本院の基本的な考え方	28
3 具体的な検討課題	29
4 今後の検討スケジュール	32
別紙第2 勧告	35
別紙第3 公務員人事管理に関する報告	1
第1 公務員制度改革に関する基本認識	1
1 本院の基本認識と取組	1
2 政官関係と公務員制度や公務員の役割	2
3 労働基本権問題に関する基本的な考え方	4
第2 主な個別課題と取組の方向	6
1 人材の確保・育成等	6
2 勤務環境の整備等	10
別記 新たな採用試験の基本的な枠組み (イメージ)	14

職員の給与等に関する報告

報告の概要

(民間給与との較差に基づく給与改定)

近年の我が国の民間賃金の動向をみると、グローバル経済の進展に伴い、企業の内部留保や株主への配当金に分配の重点が置かれたことから、従業員の月例給水準はほとんど停滞し、企業業績の改善は一時金に反映されるにとどまった。昨年来の世界的な金融危機を発端とした国内景気の急速な悪化は、民間の非正規従業員の雇用に大きな影響を与えたが、正規従業員では賃金にその影響が現れ、本年の春季賃金改定では、このところ改善されてきた一時金が製造業を中心に大幅に引き下げられたほか、月例給についても、ベース改定の見送りや定期昇給の抑制などの動きがみられた。

本院では、公表された本年の春季賃金改定の資料から夏季一時金の支給月数が過去20年以上にわたってみられなかったほどの大幅な前年比マイナスとなることがうかがえたことから、一時金に関する特別調査を実施（本年4月）し、その結果を踏まえて、特例的な措置として、本年6月に支給される特別給の支給月数の一部凍結を勧告（本年5月1日）し、その勧告どおりに一般職の職員の給与に関する法律の改正が行われた。

国家公務員については、労働基本権が制約されていることの代償措置として、人事院の給与勧告制度が設けられている。この勧告は、国家公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、毎年、公務員の給与水準を民間企業従業員

の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本に行ってきた。

最近10年間の公務員給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、平成19年を除き、月例給又は特別給の減額による年間給与の減少（平成11年～平成15年及び平成17年）又は据置き（平成16年、平成18年及び平成20年）が続いており、40歳の国家公務員のモデル例（配偶者・子2人）で見ると、平成10年と平成20年を比較して、その年間給与は、本府省勤務の係長で約12.1%、地方機関（地域手当非支給地）勤務の係長で約15.1%それぞれ減少している。

本年においても、民間における給与の実態を精確に把握するため、例年同様の方法により、民間の本年4月分の給与及び昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給を詳細に調査した。その結果を基に公務員給与との精密な比較を行ったところ、月例給について、公務が民間を上回っていた。また、特別給についても、公務の年間支給月数が民間の年間支給割合を上回っていた。

そこで、このような公務員給与と民間給与との比較の結果を踏まえ、月例給について、公務と民間との間の較差を解消するため、月例給の中心である俸給の引下げを行うとともに、自宅に係る住居手当を廃止することとした。また、特別給についても、年間支給月数を0.35月分引き下げることとし、本年度については、6月期の特別給を凍結していた分（0.2月分）を支給しないこととし、これを差し引いた残りの支給月数分を12月期の特別給から差し引くこととした。

これにより、年間給与は、平均15万4千円程度減少することとなる。

なお、超過勤務手当の支給割合等について、民間において時間外労働の割増賃金率の引上げ等を内容とする労働基準法の改正が来年4月から施行され

ることを踏まえた所要の改定を行うこととした。

(給与構造改革)

平成18年度から5年間で、平均4.8%の俸給表の水準引下げを段階的に実施する一方、この俸給表水準の引下げ分及び期間中の昇給抑制分を原資として、配分の見直しを行う給与構造改革を進めており、これまで着実に実施してきている。平成22年度においては、これまで暫定的であった地域手当の支給割合及び本府省業務調整手当の支給額が本来の支給割合及び支給額となることにより、当初予定していた制度の見直しや新設がすべて実施されることとなる。

本年は、俸給水準の引下げ及び地域手当の支給割合の引上げという改革実施のまだ途中段階であるが、現時点における給与構造改革の効果の検証の一環として、地域間給与配分の見直しに関して、本年4月時点における地域別の公務と民間との給与較差を算出した。その結果によれば、公務員給与が民間給与を上回っている地域の中で、その較差が最も大きい地域の較差と全国の較差との差は約2.6ポイントとなっており、給与構造改革前(約4.8ポイント)よりも相当に縮小してきている。

(高齢期の雇用問題)

公的年金の支給開始年齢の引上げに伴い、雇用と年金の連携を図ることが公務・民間共通の課題となっている。本院としては、公務能率を確保しながら65歳まで職員の能力を十分活用していくため、年金支給開始年齢の引上げに合わせて定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当であると考えている。この条件を整えるため、総給与費の増大を抑制するための給与制度見直しや、

組織活力及び公務能率を高めるための人材活用方策などの諸課題について、早急に検討を進めていくこととしたい。

定年延長については、年金支給開始年齢の段階的引上げに対応して平成25年度から実施する必要がある、また、その実施のための十分な準備期間等を考慮すると、平成23年中には法制整備を図ることが必要である。このため、本院としては、平成22年中を目途に具体的な立法措置のための意見の申出を行うことができるよう、関係各方面と意見交換を重ねながら鋭意検討を進めていくこととしているが、この問題は、公務運営の在り方全般にかかわることから、本院を含む関係者が協力しながら政府全体としての検討を加速することが強く求められる。

第1 職員の給与等

1 給与勧告の基本的考え方

(1) 給与勧告の意義と役割

給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、従来より、給与水準の改定のみならず、給与制度の見直しについても対象として行っている。

公務員給与については、納税者である国民の理解を得る必要があることから、本院が労使当事者以外の第三者の立場に立ち、民間給与との精確な比較を基に給与勧告を行うことにより、適正な公務員給与が確保されている。勧告が実施され、適正な処遇を確保することは、人材の確保や労使関係の安定に資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤と

なっている。

(2) 民間準拠の考え方

本院は、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本に勧告を行っている。

民間給与との比較方法については、単純な給与の平均値によるのではなく、公務と民間の同職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、勤務地域などを同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。また、比較に当たっては、民間企業従業員の給与をできる限り広く把握し、公務員の給与に反映させることとしており、比較対象企業規模については、平成18年からそれまで100人以上であったものを50人以上としている。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、その給与は、民間企業と異なり、市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によってその時々々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広く国民の理解を得られる方法であると考えられることによる。

(3) 公務員給与を取り巻く諸情勢

ア 最近の賃金・雇用情勢等

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省、事業所規模30人以上）によると、本年4月のパートタイム労働者を除く一般労働者の所定内給与及び所定外給与は、それぞれ昨年4月に比べ1.2%及び20.6%減少している。

本年4月の消費者物価指数（総務省、全国）は、昨年4月に比べ0.1%減少しており、勤労者世帯の消費支出（同省「家計調査」、全国）は、昨年4月に比べ名目0.2%の増、実質0.3%の増となっている。

本院が、「全国消費実態調査」（総務省）を基礎に算定した本年4月における全国の1人世帯の標準生計費は126,250円、家計調査を基礎に算定した同月における全国の2人世帯から4人世帯までの標準生計費はそれぞれ159,060円、194,740円及び230,450円となっている。

「労働力調査」（総務省）によると、本年4月の完全失業率は、昨年4月の水準を1.0ポイント上回り、5.0%（季節調整値）となっている。また、本年1月～3月期の従業員数は、前期（平成20年10月～12月期）に比べ、非正規従業員は97万人の減少（△5.4%）となっている一方、正規従業員は4万人の減少（△0.1%）となっている。

本年4月の有効求人倍率及び新規求人倍率（厚生労働省「一般職業紹介状況」）は、昨年4月に比べると、それぞれ0.47ポイント、0.59ポイント低下して0.46倍（季節調整値）、0.77倍（同）となっている。

このように、最近の賃金・雇用情勢等は、国内景気の急速な悪化の影響を受けて、厳しいものとなっている。

（参考資料 3 生計費関係 参照）

（参考資料 4 労働経済関係 参照）

イ 有識者等の意見

本院は、公務員給与の改定を検討するに当たって、例年同様、東京を含む全国43都市において有識者との懇話会や中小企業経営者等との意見交換を行うほか、本院が委嘱している「国家公務員に関するモニター」

(500人)等により、広く国民の意見の聴取に努めた。

各界との意見交換においては、平成18年4月から実施している給与構造改革及び同年に実施した民間給与との比較方法の見直しについて、いずれも全体としておおむね妥当であるとの意見が多かった。

また、高齢期の雇用について、雇用を延長することについては妥当であるとの意見が多く、その給与については、一定の年齢から水準を引き下げるべきとの意見がある一方で、一律的に引き下げることは難しい面があるとの意見もあった。

2 民間給与との較差に基づく給与改定

(1) 公務員給与と民間給与の実態

ア 公務員給与の状況

本院は、「平成21年国家公務員給与等実態調査」を実施し、一般職の職員の給与に関する法律が適用される常勤職員の給与の支給状況等について全数調査を行った。その結果、本年の民間給与との比較対象である行政職俸給表(一)適用者(157,357人、平均年齢41.5歳)の本年4月における平均給与月額(所定外給与である超過勤務手当等及び実費弁償的な性格の強い通勤手当等を除く俸給、扶養手当、俸給の特別調整額、地域手当、住居手当等の給与(比較給与)の平均月額)は391,770円となっており、税務署職員、刑務官等を含めた職員全体(277,655人、平均年齢41.9歳)では406,463円となっている。

行政職俸給表(一)については、昨年4月と比較して、平均年齢が0.4歳上昇し、平均給与月額が約4,300円増加している。これは、定員削減等により行政職俸給表(一)適用者数が全体で昨年より約5,600人減少す

る中で、退職者の後補充としてこれに見合った若手職員の採用ができな
いため、給与月額の高い若年層の職員数が大きく減少していること、在
職期間の長期化により50歳台後半の職員について給与水準の高い6級以
上の在職比率が高まっていることが主な要因として考えられる。

(参考資料 1 公務員給与関係 参照)

イ 民間給与の状況

(7) 職種別民間給与実態調査

本院は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民
間事業所約50,200(母集団事業所)のうちから、層化無作為抽出法に
よって抽出した11,100の事業所を対象に、「平成21年職種別民間給与
実態調査」を実施した。この調査では、公務の行政職俸給表(一)と類
似すると認められる事務・技術関係22職種の約40万人及び研究員、医
師等56職種の約6万人について、本年4月分として個々の従業員に実
際に支払われた所定内給与及び所定外給与の月額等を実地に詳細に調
査した。また、各民間企業における給与改定の状況や、雇用調整の実
施状況等についても調査した。

職種別民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民
間事業所の理解を得て、87.8%と極めて高いものとなっており、調査
結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

(1) 調査の実施結果等

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

a 本年の給与改定の状況

(初任給の状況)

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で40.3%（昨年38.8%）、高校卒で18.9%（同18.4%）となっているが、そのうち大学卒で83.7%（同67.5%）、高校卒で82.8%（同70.2%）の事業所で、初任給は据置きとなっており、据置きの事業所の割合が昨年比べて大幅に増加している。

(給与改定の状況)

別表第1に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は14.3%（昨年29.3%）となっており、昨年比べて大幅に減少している。他方、ベースダウンを実施した事業所の割合も1.5%（同0.6%）にとどまっている。

また、別表第2に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は70.3%となっており、昨年（75.8%）に比べて減少している。昇給額については、昨年比べて増額となっている事業所の割合が17.4%と昨年（29.6%）に比べて減少しているのに対し、減額となっている事業所の割合は17.6%と昨年（8.2%）に比べて増加している。

b 雇用調整の実施状況等

別表第3に示すとおり、民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、厳しい経営環境を背景として、平成21年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は50.2%となっている。雇用調整の措

置内容をみると、残業の規制（24.8%）、採用の停止・抑制（24.1%）、非正規社員の契約更新の中止・解雇（19.0%）の順になっている。

さらに、別表第4に示すとおり、本年4月分の給与について、賃金カットを実施した事業所は、一般の従業員（係員）について4.6%、管理職（課長級）について11.1%となっており、当該事業所における平均減額率は、一般の従業員について6.5%、管理職について7.3%となっている。

このように、本年の給与改定の状況及び雇用調整の実施状況等をみると、民間企業においては、人員の縮小、経費の縮減、残業の抑制等様々な取組を行いつつ、給与についても、一部の事業所において、昇給の抑制や賃金カットなどの措置が行われている。

（参考資料 2 民間給与関係 参照）

(2) 民間給与との比較

ア 月例給

本院は、国家公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている行政職俸給表(一)、民間においては公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の者について、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額（公務にあっては比較給与の月額、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。その結果、別表第

5に示すとおり、公務員給与が民間給与を863円（0.22%）上回っていた。

イ 特別給

本院は、職種別民間給与実態調査により民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、別表第6に示すとおり、下半期（昨年8月から本年1月まで）においては前年に比べわずかな減少（事務・技術等従業員の場合、対前年同期比0.07月分減）にとどまっていたが、上半期（本年2月から7月まで）において大幅に減少（事務・技術等従業員の場合、対前年同期比0.27月分減）した結果、年間で所定内給与月額4.17月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.50月）が民間事業所の特別給を0.33月分上回っていた。

(3) 本年の給与等の改定

ア 改定の基本方針

前記のとおり、本年4月時点で、公務員の月例給与が民間給与を863円（0.22%）上回っていることが判明した。これは、厳しい経営環境の下、本年の春季賃金改定期において、一部の民間事業所で昇給の抑制、賃金カットなどの措置がとられたことなどによるものと考えられる。

給与勧告を通じて民間給与との精確な比較により適正な公務員給与水

準を確保することは、労働基本権制約の代償措置として、これまで各方面から強く求められているものであり、このような機能は、民間の給与水準が上がる場合だけでなく、下がる場合にも同様に働くべきものである。

本年においては、公務員給与が民間給与を上回ることとなったが、本院としては、民間給与との較差の大きさ等を考慮し、これに見合うよう月例給の引下げ改定を行うことが適切であると判断した。

月例給の改定については、基本的な給与である俸給月額の引下げ改定を行うとともに、財形持家個人融資の利用者が大幅に減少し、措置しておく必要性が認められないことから、自宅に係る住居手当を廃止することとした。

特別給については、職種別民間給与実態調査の結果に基づき、昨年8月から本年7月までの1年間の民間の特別給の支給割合に見合うよう、0.35月分引き下げる必要があると判断した。本年度については、6月期の特別給を凍結していた分（0.2月分）を支給しないこととし、これを差し引いた残りの支給月数分を12月期の特別給から差し引くこととした。

以上のように、本年は月例給及び特別給について引下げ改定を行うこととした。このほか、超過勤務手当の支給割合等について、民間において時間外労働の割増賃金率の引上げ等を内容とする労働基準法の改正が来年4月から施行されることを踏まえ、同法に基づく措置に対応した改定を行うため、所要の改定を行うこととした。

イ 改定すべき事項

(7) 俸給表

(行政職俸給表(一))

民間との給与比較を行っている行政職俸給表(一)について、本年の民間給与との較差の大きさ等を考慮して引下げ改定を行うこととする。改定に当たっては、基本的に各俸給月額について公務と民間の給与較差率と同程度の平均0.2%の引下げとするが、初任給など若年層の給与は引下げを行うことは適当でないことから、1級から3級までの一部の俸給月額については引下げを行わないこととする。一方、管理職層である7級以上については一般職員を上回る平均0.3%の引下げとする。また、俸給月額について上記の改定が行われることを踏まえ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）附則第11条の規定による俸給（経過措置額）の算定基礎となる額についても、改定時において引下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員を対象として引き下げることとし、その引下げ後の額は、当該算定基礎となる額に後述の調整率（ $\Delta 0.24\%$ ）を考慮して定めた100分の99.76を乗じて得た額とする。

この改定により、俸給月額及び経過措置額の合計額（本年4月現在平均325,128円）は、平均596円（0.2%）の減となる。このほか、地域手当など俸給の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することにより、平均で58円の減となる。

なお、再任用職員の俸給月額についても、再任用職員以外の職員の俸給月額の改定に準じた改定を行う。

(行政職俸給表(一)以外の俸給表)

行政職俸給表(一)以外の俸給表についても、行政職俸給表(一)との均衡を基本に、俸給月額及び経過措置額の引下げ改定を行うものとする。ただし、医療職俸給表(一)については、国の医療施設に勤務する医師の処遇を確保する観点から、引下げ改定は行わないこととする。また、任期付研究員俸給表(若手育成型)についても、若手研究者を対象とした俸給表であることから、引下げ改定は行わないこととする。

指定職俸給表については、参考としている民間企業の役員報酬を下回っているが、一般の職員について俸給月額の引下げ改定が行われていること等の事情を勘案し、俸給月額及び経過措置額について、行政職俸給表(一)の管理職層の引下げ率を踏まえた引下げ改定を行う。

(イ) 自宅に係る住居手当

自宅に係る住居手当については、主に自宅の維持管理の費用を補てんする趣旨の手当として昭和49年に設けられたが、創設以来手当額の改定が行われないなど、公務部内でその趣旨が定着しなかったことにかんがみ、平成15年に、財形持家個人融資に関連するものである住宅の新築・購入後5年に限り支給される手当のみを残して廃止したものである。しかしながら、当該存置した手当についても、財形持家個人融資の利用者が大幅に減少し、措置しておく必要性が認められないことから、廃止することとする。

自宅に係る住居手当の廃止により、行政職俸給表(一)の職員に係る住居手当の平均受給額3,849円は、209円(5.4%)の減となる。

(ウ) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.35月分引き下げ、4.15月分とすることとする。本年度については、6月期における期末手当・勤勉手当の特例措置により凍結した支給月数分（0.2月分）を支給しないこととするとともに、引下げ月数から当該凍結分に相当する月数（0.2月分）を減じた月数（0.15月分）を12月期の期末手当・勤勉手当から差し引くこととする。来年度以降の取扱いについては、本年の公務の6月期の支給状況及び民間の特別給の支給状況等を参考に、6月期及び12月期における期末手当・勤勉手当の支給月数を定めることとする。

また、指定職俸給表適用職員及び再任用職員の期末手当・勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様とする。

(I) 超過勤務手当の支給割合等

民間においては、時間外労働の割増賃金率の引上げ等を内容とする労働基準法の一部を改正する法律（平成20年法律第89号）が平成22年4月1日に施行されることとなる。これを踏まえ、公務において、特に長い超過勤務を強力的に抑制し、また、こうした超過勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を引き上げるとともに、当該支給割合の引上げ分の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間（代替休）を指定することができる制度を新設する。

a 超過勤務手当の支給割合の引上げ

超過勤務（日曜日又はこれに相当する日の勤務を除く。）が1箇月について60時間を超えた場合には、当該超えた超過勤務に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

なお、日曜日又はこれに相当する日の勤務の取扱いについては、今後、民間企業の実態を踏まえて必要な見直しを行うこととする。

b 代替休の新設及び代替休を指定した場合の超過勤務手当の支給等

aの超過勤務手当を支給すべき職員に対して、当該超過勤務手当の支給割合の引上げ分の支給に代えて、代替休を指定することができることとする。指定については、職員の希望を尊重して行うものとする。

代替休として指定することができる時間の時間数の算定は、1箇月について60時間を超えて超過勤務をさせた時間数に、100分の150と当該代替休を指定した場合の支給割合との差に相当する率を乗じて行うものとする。

代替休の単位は、1日又は4時間（年次休暇等と合わせた1日又は4時間を含む。）とする。

代替休を指定できる期間は、超過勤務が60時間を超えた月の末日の翌日から起算して2箇月以内の期間とする。

なお、代替休に指定していた日又は時間に勤務をさせた場合には、当該代替休に対応する超過勤務手当の支給割合の引上げ分を、当該代替休に指定していた日又は時間の属する給与期間の次の給与期間における俸給の支給定日に支給する。

(オ) その他

委員、顧問、参与等の手当について、指定職俸給表の改定状況等を踏まえ、支給限度額に関する所要の改定を行う。

ウ 改定の実施時期等

本年の民間給与との較差に基づく給与改定は、公務員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、この改定を実施するための法律の規定は、公務と民間の給与を年間で均衡させるための所要の調整措置を講ずることとした上で、遡及することなく施行日からの適用とする。なお、減額改定に伴う日割計算などの事務の複雑化を避けるため、この改定は、公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、超過勤務手当の支給割合等の改定については、平成22年4月1日から施行することとする。

公務と民間の給与は4月時点で比較し均衡を図ることとしており、遡及改定を行わない場合であっても、4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消し、年間給与で公務と民間の均衡を図る観点からの所要の調整を行うことが情勢適応の原則にもかなうものである。

この年間調整については、施行後速やかに調整が行われる必要があるが、月例給は月々の生活に充てられるものであることからすれば、特別給としての期末手当で行うことがより適切と考えられる。そこで、月例給の引下げ改定を行った平成15年及び平成17年と同様、本年12月期の期末手当の額において、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの間の較差相当分について制度的に調整するよう所要の措置を講ずることと

する。しかしながら、本年は行政職俸給表(一)の場合、1級から3級までのうち若年層の俸給月額について引下げを行わないこととしたことからすれば、これらの者については較差相当分について調整を行うことは適当ではない。このため、本年の調整は、全職員に係る民間給与との比較に基づいて算出される較差率(本年の場合、 $\Delta 0.22\%$)に代えて、引下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員によって行政職俸給表(一)適用職員全体の民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率(調整率)によって行うことが適当である。

具体的な調整方法としては、引下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員について、本年4月に受けた民間給与との比較の基礎となる給与種目の給与額の合計額に調整率(行政職俸給表(一)適用職員全体に係る民間給与との較差の合計額を引下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員の給与月額の合計額で除して得た率) $\Delta 0.24\%$ を乗じて得た額に、本年4月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、本年6月に支給された特別給に当該調整率を乗じて得た額を合算した額を基にして調整することとする。また、行政職俸給表(一)以外の俸給表についても、引下げ改定が行われない医療職俸給表(一)及び任期付研究員俸給表(若手育成型)を除き、行政職俸給表(一)と同様の調整を行う。

エ その他の課題

(7) 借家・借間に係る住居手当

借家・借間に係る住居手当については、高額家賃を負担している職員の実情を踏まえた手当の在り方について、引き続き検討を進める。

(イ) 単身赴任手当

単身赴任手当については、単身赴任に伴う経済的負担の実情及び民間における同種手当の支給状況を考慮して、引き続きその改善について検討する。

3 給与構造改革の進捗状況等

(1) 給与構造改革の進捗状況

国家公務員給与については、地域の民間賃金をより適切に反映させるための地域間給与配分の見直し、年功的な給与上昇の抑制、職務・職責に応じた俸給構造への転換、勤務実績の給与への反映の推進などの実現のため、俸給制度、諸手当制度全般にわたる給与構造改革を進めてきている。この給与構造改革は、平成17年の勧告時の報告において全体像を示し、これに従って平成18年度から平成22年度までの5年間で段階的に実施してきている。昨年までに当初導入を予定していた施策のすべてを制度化し、来年度には、段階的实施のため低く設定されていた地域手当の支給割合及び本府省業務調整手当の支給額が本来の支給割合及び支給額となる。

なお、勤務実績の給与への反映の推進については、本年4月の新たな人事評価制度の導入に併せて、人事評価の結果を昇給における昇給区分の決定や勤勉手当における成績率及び成績区分の決定等に活用するための基準を整備したところである。今後は、各府省における評価結果の給与への活用状況についてフォローアップを行うとともに、必要に応じて基準の見直しを行い、適切な運用が確保されるよう努めていくこととする。

(2) 地域別の民間給与との較差の状況

給与構造改革における地域間給与配分の見直しについて、平成17年の勧告時の報告において地域別の民間給与との較差を示した地域ブロック（6ブロック）を単位として、各地域別の較差を算出すると、別表第7のとおりとなっている。

そこで、平成21年において、地域別にみて、公務員給与が民間給与を上回っている地域の中で、その較差が最も大きい地域である北海道・東北地域及び中国・四国地域の較差と全国の較差との差を算出してみると、約2.6ポイントとなっており、給与構造改革前（平成15年～平成17年の3年平均値）の約4.8ポイントより2.2ポイント程度減少し、地域別の較差は縮小の方向にある。

(3) 平成23年度以降の取組

給与構造改革として当初予定していた配分見直しや新制度の導入・実施は、平成22年度をもって終了することとなる。

勤務実績の給与への反映の推進については、(1)で述べたとおり、新たな人事評価制度に基づく評価結果の給与への活用状況を踏まえつつ、必要に応じた見直しを検討することとする。

地域間給与配分の見直しについては、(2)で述べたとおり、地域別の較差は縮小の方向にあり、今後、俸給水準に係る経過措置の段階的解消や平成22年度における地域手当の支給割合等の引上げが予定どおり行われることにより、更に縮小していくものと考えられる。平成23年度以降に、最終的な検証を行う必要があると考えられるが、検証に当たっては、本府省等からの異動者に対する地域手当の異動保障や広域異動手当の新設が、地域

別較差の算定基礎となる地域の国家公務員の平均給与月額に反映されている一方、同一地域に引き続き勤務する国家公務員にはこれらの改定等は影響しないことにも配慮した検討が必要となる。また、調査対象企業の入替えによる変動要素もあることから、安定的なデータを得るためには、複数年の傾向をみていく必要がある。

今回の給与構造改革では、俸給表水準の平均約4.8%（最大約7%）の引下げを行う一方、個々の職員の俸給引下げは、経過措置を設けて段階的に行うこととしたため、必要な制度改正原資を確保することを目的として4年間にわたり全職員の昇給を毎年1号俸抑制してきている。平成23年度以降において残存する経過措置が段階的に解消されることに伴って生ずる制度改正原資については、民間に比べて水準の低い若年層給与の引上げやこの間十分な検討を行えなかった諸手当の見直しや改定に充てることなどが考えられる。

また、第2で述べる公務員の高齢期の雇用問題に関連して、60歳台前半の給与水準・給与体系について検討を早急に進めるとともに、在職期間の長期化に伴う昇給カーブ抑制などの給与制度上の様々な問題に対処していくことも求められる。

これらの様々な課題については、平成22年度以降順次具体的な見直しを行えるよう関係各方面と幅広く意見交換を重ねながら検討を進めていく予定である。

4 給与勧告実施の要請

人事院の給与勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき公務員の給与水準を民間の給与

水準に合わせるものとして、国民の理解と支持を得て、公務員給与の決定方式として定着している。

公務員は、離島やへき地を含め全国津々浦々で、国民生活の維持・向上、生命・財産の安全確保等の職務に精励している。近年、行政ニーズが増大し、複雑化する中で、効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上を図るため、個々の職員が高い士気をもって困難な仕事に立ち向かうことが強く求められており、公務員給与は、そのような職員の努力や実績に的確に報いていく必要がある。

民間準拠により公務員給与を決定する仕組みは、公務員に対し国民から支持される納得性のある給与水準を確保し、前述のような職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、行政運営の安定に寄与するものである。

国会及び内閣におかれては、このような人事院勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別表第1 民間における給与改定の状況

(平成21年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	14.3	24.8	1.5	59.4
課長級	12.3	22.8	1.6	63.3

別表第2 民間における定期昇給の実施状況

(平成21年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
		増額	減額	変化なし			
係員	81.8	70.3	17.4	17.6	35.3	11.5	18.2
課長級	71.2	60.3	14.0	15.3	31.0	10.9	28.8

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第3 民間における雇用調整の実施状況

(平成21年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

項目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	24.1
転籍出向	3.2
希望退職者の募集	5.2
正社員の解雇	3.4
部門の整理閉鎖・部門間の配転	7.9
業務の外部委託・一部職種の非正規社員への転換	2.1
非正規社員の契約更新の中止・解雇	19.0
残業の規制	24.8
一時帰休・休業	16.8
ワークシェアリング	2.7
賃金カット	12.9
計	50.2

(注) 1 平成21年1月以降の実施状況である。

2 項目については、複数回答である。

3 「一時帰休・休業」、「ワークシェアリング」、「賃金カット」のいずれかの措置を実施している企業の割合は、24.8%である。

別表第4 民間における賃金カットの実施状況

(平成21年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

役職段階	項目	賃金カットを実施した事業所	賃金カットを実施した事業所における平均減額率
係員		4.6	6.5
課長級		11.1	7.3

(注) 平成21年4月分の給与について、賃金カットを実施した事業所の状況である。

別表第5 公務員給与と民間給与との較差

民間給与 ①	公務員給与 ②	較差 ①-② (円) $\left[\frac{\text{①}-\text{②}}{\text{②}} \times 100 \right] (\%)$
390,907円	391,770円	△863円 (△0.22%)

(注) 民間、公務員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第6 民間における特別給の支給状況

区 分		区 分	
		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
項 目			
	平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)	円 376,501
上半期 (A ₂)		371,848	277,289
特別給の支給額	下半期 (B ₁)	円 832,966	円 570,204
	上半期 (B ₂)	729,596	454,547
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B_1}{A_1}\right)$	月分 2.21	月分 2.03
	上半期 $\left(\frac{B_2}{A_2}\right)$	1.96	1.64
年 間 の 平 均		4.17月分	

(注) 1 下半期とは平成20年8月から平成21年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 公務員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.50月である。

別表第7 地域別の民間給与との較差（平成21年）

地 域	民間給与 ①	公務員給与 ②	民間給与との較差 $\left[\frac{①-②}{②} \times 100 \right] (\%)$
全 国	390,907円	391,770円	△ 0.22%
北海道・東北	366,569円	377,110円	△ 2.80%
関東甲信越	407,226円	404,555円	0.66%
東京都	425,579円	419,733円	1.39%
中 部	383,672円	383,638円	0.01%
近 畿	382,796円	384,591円	△ 0.47%
中国・四国	369,910円	380,639円	△ 2.82%
九州・沖縄	381,843円	384,001円	△ 0.56%

（注）各地域に含まれる都道府県は、次のとおりである。

「北海道・東北」…北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

「関東甲信越」…茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

「中部」…富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

「近畿」…滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

「中国・四国」…鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

「九州・沖縄」…福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

第2 公務員の高齢期の雇用問題 ～65歳定年制の実現に向けて～

1 雇用と年金の連携をめぐる動き

公的年金の支給開始年齢が60歳から65歳へと段階的に引き上げられることに伴い、平成25年度以降、民間と公務の別なくすべての勤労者は60歳で定年退職しても年金が支給されず、年金支給開始までの間に無収入となる期間が発生し、平成37年度には65歳まで年金の支給は一切行われなことになる。

こうした年金制度の変更に対応し、既に民間企業に関しては、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律によって、平成18年度から、定年年齢の65歳以上への段階的引上げ、高年齢者が希望するときは定年後も引き続いて雇用する継続雇用制度の導入、定年制度の廃止のいずれかの措置を採ることが義務付けられている。本院では、平成19年8月の勧告時の報告において、公務においても、雇用と年金の連携を図り、職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく、職務に専念できる環境を整備する必要があることを指摘し、同年9月からは、学識経験者を中心とする「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」（座長：清家篤慶應義塾長）を開催し、同研究会において検討が進められてきた。この間、平成20年6月に成立した国家公務員制度改革基本法においても、雇用と年金の接続の重要性に留意して、定年を段階的に65歳に引き上げることについて検討することとされたところである。

同研究会は、65歳までの雇用を実現するとの国の高齢者雇用施策を踏まえ、公務員について、組織活力と公務能率を確保するための方策、総給与費の増加を抑制するような給与制度上の措置等を講じながら、平成25年度から、段階的に国家公務員の定年年齢を60歳から65歳に引き上げるべきことを提言した「最終報告」を本年7月に取りまとめた。

本院では、今後、この「最終報告」を踏まえ、以下に述べるような基本的な考え方の下、具体的な課題の検討を進めていく。

2 本院の基本的な考え方

国は、勤労者が安心できる暮らしを確保するため、雇用と年金の支給が連携するように制度を設計していくことを求められている。民間企業に関しては、前述のとおり高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正され、これを受けて多くの民間企業は原則として希望者全員を再雇用する措置を設けることによって、65歳までの雇用を確保するよう対応している。

公務に関しては、国は責任ある使用者として公務員の雇用と年金支給との連携を確保する義務を有しており、公的年金の支給開始年齢が61歳に引き上げられる平成25年度までに所要の措置を講ずる必要がある。公務における再任用制度には、①再任用者の能力をいかすことができる職務を必要数だけ用意することが難しい、②60歳までの職務とは切り離して新たな職務を付与し、かつ、1年以内の任期で65歳まで更新を繰り返す形では、安定した雇用につながらず、職員の能力を十分発揮させた働き方になりにくい面がある、等の事情がある。したがって、本院としては、来るべき本格的な高齢社会において、公務能率を確保しながら65歳まで職員の能力を十分活用していくためには、年金支給開始年齢の引上げに合わせて定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当であると考えます。この条件を整えるためには、総給与費の増大を抑制するための給与制度の見直しや組織活力及び公務能率を高めるための人材活用方策など、検討すべき諸課題への対応を早急に進めていく必要がある。

3 具体的な検討課題

本院としては、定年延長を実現していく上では、定年問題だけでなく、採用から退職に至るまでの公務員の人事管理を総合的に見直していく必要があると考える。このため、以下に述べる主な検討課題を中心に、各任命権者、制度官庁、職員団体等と定年延長に関する様々な課題について意見を交換し、内容を詰めていくこととしたい。

(1) 給与制度の見直し

民間企業においては、定年延長によって継続雇用を図る場合には総給与費の増大を抑制するため給与制度全体を見直す必要があることから、定年延長ではなく再雇用によって60歳台前半の給与を抑制するケースが多くなっている。公務において定年延長を行う場合には、国民の理解と納得の得られるものとしていく必要があり、65歳までの継続雇用が進められる下での60歳台前半の民間労働者の雇用形態や給与の状況にかんがみれば、現行の60歳までの公務員給与の水準及び体系をそのまま60歳以降にも適用することは適当ではないこと及び高齢期雇用によって生じる総給与費の増大を抑制する必要があることを踏まえて、給与制度の在り方を検討することが必要になると考える。このため、民間の雇用及び給与の状況、現行の公務の再任用制度における給与等を参考にしつつ、高齢期の職員の生活の確保の観点から踏まえた60歳台前半の具体的な給与水準及び給与体系を設計し、併せて60歳前の給与カーブや昇給制度の在り方を見直しを行うこととしたい。

(2) 組織活力を維持するための施策

公務においては、現在、能力・実績主義を徹底して年次順送りの現行

の幹部昇進システムを抜本的に見直し、職員が定年年齢である60歳まで勤務する人事管理に転換していくことが求められている。こうした人事管理への転換に加え、更に今後定年年齢を65歳まで引き上げることとなれば、ライン職に就く幹部職員の年齢が高齢化することで組織全体の活力が失われる結果につながりかねないことから、優秀な若手人材の確保を進めるとともに、効率性を損なうことなく組織活力の確保を図るための人材活用方策に取り組むことが求められる。

これを実現するため、以下のような課題について検討する必要がある。

（役職定年制の導入）

幹部職員の人事の停滞を防止し、組織活力の維持を図る観点から、民間企業の状況等も参考にしながら、いわゆる役職定年制の導入を検討する。

（専門性をいかし得る行政事務の執行体制の構築）

行政事務の執行体制について、これまでのライン職中心の在り方を見直し、高度の専門性を評価したスタッフ職を設けることを含め、スタッフ職が政策立案に必要な役割を果たし得る組織体制に見直していく必要がある。これらの措置に合わせて人事管理についても複線型の人事管理を推進することが必要である。

（公務外への人材提供と公務外の業務の公務への再配置）

研究会の「最終報告」では、公務で培った専門性を公務外で活用するため、従来のように再就職の都度退職金を受け取るというようなことを無くした上で、公益法人・NPO法人等に派遣・出向できる仕組みを整備する

ことや、公益法人等が国の委託・推薦等を受けて行っている業務やもともと公務が行っていたが現在は公務外に委ねられている業務などのうち、公務が直接担う方が効率的と考えられるものに関して、全体としての予算増を抑えることを前提に、その業務を公務に取り込むことが、提言されている。こうした提言についても、公務と公益法人等との関係について国民の理解が得られるような形で、検討する必要がある。

(3) 特例的な定年の取扱い

加齢に伴い就労が厳しくなる職務に従事する職員についての特例的な定年の取扱いの必要性について検討する。また、医師、研究所長等、現在60歳を超えて定年年齢が定められている職種の取扱いも検討する。

(4) その他の措置

(短時間勤務制の導入)

高齢期における多様な働き方を可能とするため、職員の希望により、定年前に退職して短時間勤務の官職に再任用されることを可能にするなど、通常より短い勤務時間で勤務できる制度について検討する。

(早期退職を支援する措置)

主体的なキャリアプランに基づき職員が定年前に早期に退職することを支援するため、また、加齢に伴い就労が厳しくなる職務に従事する職員に対して65歳までの雇用確保に代わる措置を講ずるため、退職給付において何らかの対応ができないか検討する必要がある。こうした措置は、定年が延長される中でも、新規採用者数をできるだけ確保し、組織内における職

員の年齢構成のゆがみを緩和するためにも有用である。

（公務員の退職給付（年金と一時金）の在り方）

共済年金制度については、昭和60年の改正により厚生年金相当部分と職域部分から構成される現行の形に見直され、年金額の算定方法についても、退職前1年間の平均俸給月額を基礎としていたそれまでの方式から標準報酬を基礎とする方式に改められた経緯があるが、優秀な人材を確保しつつ各府省による再就職のあっせんを前提としない人事管理を進めていくためには、職員の退職後の生活保障をどうすべきかについて、先進諸外国における公務員や我が国における民間労働者の退職給付の実情等を踏まえ、退職給付における年金と一時金とのあるべき比率や最終給与代替率の向上を含め検討することも必要と考えられる。

（定員上の経過的な取扱い）

定年延長に伴い新規採用者数が抑制されるため、組織内における職員の年齢構成のゆがみが生じることとなるので、これを緩和するため、定員上の経過的な取扱い等についても検討する必要がある。

4 今後の検討スケジュール

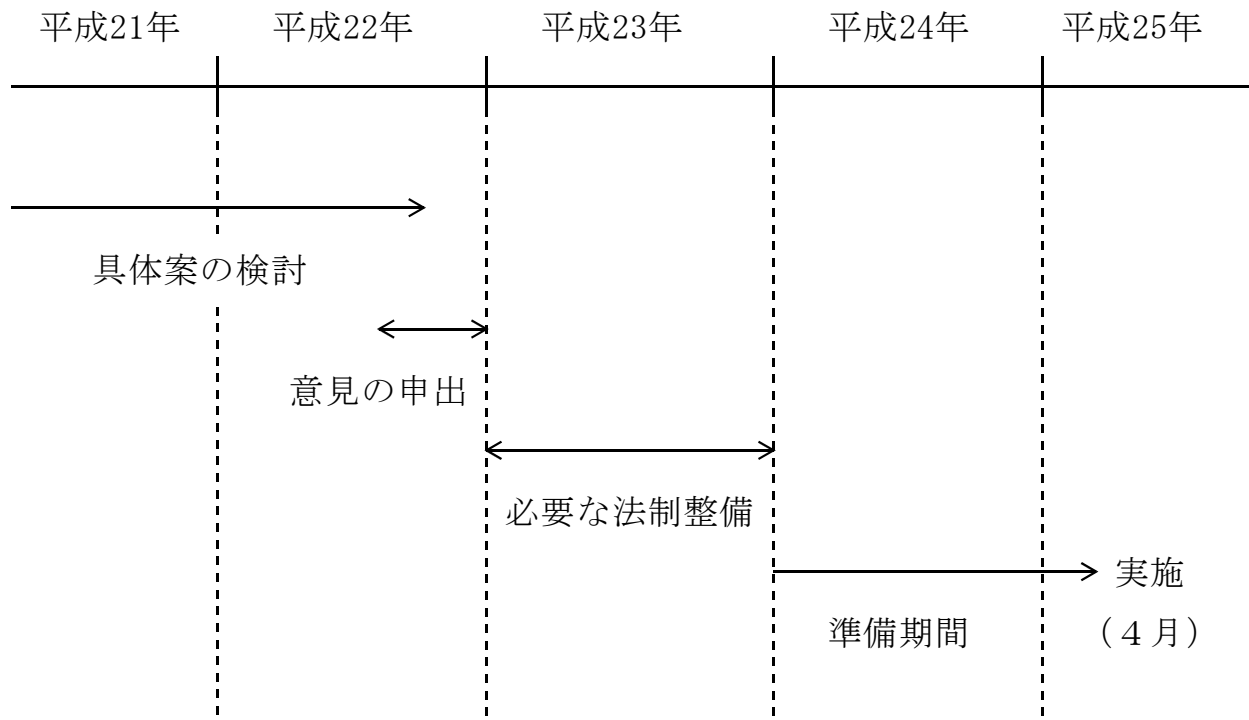
年金支給開始年齢の段階的引上げに対応し、平成25年度から定年延長を実施する必要があること、その実施に当たっては採用から退職に至るまでの人事管理全体の見直しのため十分な準備期間を要すること等にかんがみると、平成23年中には法制整備を図ることが必要である。

したがって、本院としては、平成22年中を目途に具体的な立法措置のため

の意見の申出を行うことができるよう、本年秋以降、個別課題についての本院としての具体的な考え方等を示しながら関係各方面と幅広く意見交換を重ね、鋭意検討を進めていくこととしたい。

3に述べた検討課題は、相互に関連する公務運営の在り方全般にかかわる問題であり、本院を含む関係者が協力しながら政府全体としての検討を加速することが強く求められる。

(参考) 今後の予定される検討スケジュール



別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）を改正することを勧告する。

1 一般職の職員の給与に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表（医療職俸給表(一)を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 住居手当について

自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当は、廃止すること。

イ 超過勤務手当について

(ア) 正規の勤務時間を超えてした勤務（人事院規則で定める勤務を除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた場合においては、その60時間を超えた時間に対しては、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時ま

での間である場合は、100分の175) を乗じて得た額を超過勤務手当として支給すること。

- (イ) 2の(1)により(ア)による超過勤務手当の支給に代えて勤務することを要しない日又は時間を指定した場合において、その指定した日又は時間に職員が勤務しなかったときは、(ア)の60時間を超えた時間のうち当該日又は時間に対応するものとして人事院規則で定める時間に対しては、当該時間につき、勤務1時間当たりの給与額に(ア)の割合から1箇月について60時間を超えなかったとした場合の割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しないこと。

ウ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 平成21年12月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.5月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.7月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分とすること。

b 特定管理職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.7月分とすること。

c 指定職俸給表の適用を受ける職員

12月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.45月分とすること。

(イ) 平成22年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.7月分とすること。再任用職員については、同月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分及び0.85月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.35月分とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分及び1.3月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.55月分及び0.75月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.45月分とすること。

c 指定職俸給表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分及び0.85月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8月分とすること。再任用職員については、6月に支給される期末手当の支給割合を0.35月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分とすること。

エ 委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員の手当について

一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項の委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員に対する手当の勤務1日についての通常の場合における支給額の限度を35,200円とすること。

2 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

- (1) 各省各庁の長は、1の(2)のイの(ア)により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、当該超過勤務手当の支給に代えて、人事院規則の定めるところにより、人事院規則で定める期間内にある勤務日等（休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を勤務することを要しない日又は時間として指定することができるものとする。
- (2) (1)により勤務することを要しない日又は時間を指定された職員は、当該日又は時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しないこと。
- (3) (1)により勤務することを要しない日又は時間が指定された勤務日等については、代休日を指定することができないものとする。

3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の第1号任期付研究員に適用される俸給表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成21年12月期以降の支給割合

12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

イ 平成22年6月期以降の支給割合

6月に支給される期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

(3) その他

2の(1)及び(2)は、裁量による勤務をする第1号任期付研究員には、適用しないこと。

4 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成21年12月期以降の支給割合

12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

イ 平成22年6月期以降の支給割合

6月に支給される期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

5 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事院規則で定める職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給すること。

- (1) (2)に掲げる職員以外の職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその号俸が次の表の号俸欄に掲げる号俸であるもの、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員又は第2号任期付研究員（以下「減額改

定対象外職員」という。)を除く。) 100分の99.76

(2) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の99.68

俸給表	職務の級	号俸
行政職俸給表(一)	1 級	1号俸から56号俸まで
	2 級	1号俸から24号俸まで
	3 級	1号俸から8号俸まで
行政職俸給表(二)	1 級	1号俸から68号俸まで
	2 級	1号俸から32号俸まで
専門行政職俸給表	1 級	1号俸から40号俸まで
	2 級	1号俸から8号俸まで
税務職俸給表	1 級	1号俸から52号俸まで
	2 級	1号俸から24号俸まで
	3 級	1号俸から8号俸まで
公安職俸給表(一)	1 級	1号俸から52号俸まで
	2 級	1号俸から44号俸まで
	3 級	1号俸から32号俸まで
	4 級	1号俸から16号俸まで
公安職俸給表(二)	1 級	1号俸から52号俸まで
	2 級	1号俸から24号俸まで
	3 級	1号俸から8号俸まで
海事職俸給表(一)	1 級	1号俸から52号俸まで
	2 級	1号俸から32号俸まで
	3 級	1号俸から8号俸まで

海事職俸給表(二)	1 級	1号俸から64号俸まで
	2 級	1号俸から44号俸まで
教育職俸給表(一)	1 級	1号俸から32号俸まで
	2 級	1号俸から12号俸まで
教育職俸給表(二)	1 級	1号俸から44号俸まで
	2 級	1号俸から32号俸まで
	3 級	1号俸から12号俸まで
研究職俸給表	1 級	1号俸から56号俸まで
	2 級	1号俸から32号俸まで
医療職俸給表(二)	1 級	1号俸から52号俸まで
	2 級	1号俸から32号俸まで
	3 級	1号俸から16号俸まで
	4 級	1号俸から4号俸まで
医療職俸給表(三)	1 級	1号俸から56号俸まで
	2 級	1号俸から40号俸まで
	3 級	1号俸から16号俸まで
	4 級	1号俸から4号俸まで
福祉職俸給表	1 級	1号俸から52号俸まで
	2 級	1号俸から28号俸まで
	3 級	1号俸から4号俸まで
第1号任期付研究員 に適用される俸給表	—	1号俸
特定任期付職員に 適用される俸給表	—	1号俸

6 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための法律の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、1の(2)のイ及びウの(イ)、2、3の(2)のイ及び(3)並びに4の(2)のイについては、平成22年4月1日から実施すること。

(2) 平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置

ア 平成21年12月に支給する期末手当の額は、当該期末手当の1の(2)のウの(ア)、3の(2)のア又は4の(2)のアによる改定後の額（以下「基準額」という。）から、(ア)及び(イ)に掲げる額の合計額（同年6月1日において減額改定対象外職員であった者にあつては、(ア)に掲げる額）に相当する額を減じた額とすること。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末手当は、支給しないこととすること。

(ア) 平成21年4月1日（同月2日以後に新たに職員となった者にあつては新たに職員となった日、同月1日において減額改定対象外職員であった者で同月2日以後に減額改定対象外職員以外の職員となったものにあつては当該職員となった日（これらの日が2以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日））において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額及び特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同

月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象外職員であった期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(イ) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

イ 平成21年4月1日から同年12月1日までの間において特別職に属する国家公務員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものについては、アの額の算定に関し所要の措置を講ずること。

別記第1

行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	467,500	532,800
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200	470,600	536,000
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700	473,700	539,200
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200	476,800	542,400
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500	479,800	545,600
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900	482,900	548,100
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300	486,000	550,600
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700	489,100	553,100
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000	492,100	555,600
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300	495,200	557,500
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600	498,300	559,300
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800	501,400	561,200
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000	504,400	563,000
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000	506,800	564,500
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000	509,200	566,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000	511,600	567,500
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000	514,100	569,000
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800	515,600	570,200
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600	517,100	571,400
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400	518,600	572,600
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200	519,800	573,800
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700	521,300	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200	522,800	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700	524,300	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200	525,600	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600	526,800	
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000	528,000	
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400	529,200	
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600	530,400	
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400	531,300	
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200	532,200	
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000	533,100	
	33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800	534,000	
	34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600	534,900	
	35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400	535,800	
	36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200	536,700	
	37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000	537,600	
	38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800	538,500	
	39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600	539,400	
	40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400	540,300	

	41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200	541,200
	42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900	
	43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700	
	44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500	
	45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300	
	46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900		
	47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700		
	48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500		
	49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100		
	50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900		
	51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700		
	52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500		
	53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100		
	54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900		
	55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700		
	56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500		
	57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100		
	58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900		
	59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700		
	60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500		
再任 用職 員以 外の 職員	61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100		
	62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500			
	63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200			
	64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900			
	65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400			
	66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000			
	67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700			
	68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400			
	69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900			
	70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600			
	71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300			
	72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000			
	73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500			
	74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200			
	75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900			
	76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600			
	77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100			
	78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500				
79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200					
80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900					
81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400					
82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100					
83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800					
84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500					
85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000					
86	239,700	295,900	344,700	386,100						
87	240,400	296,300	345,200	386,700						
88	241,100	296,700	345,700	387,300						

89	241,900	297,000	346,100	388,000						
90	242,400	297,400	346,600	388,600						
91	242,900	297,800	347,100	389,200						
92	243,400	298,200	347,600	389,800						
93	243,700	298,400	347,900	390,500						
94		298,800	348,400							
95		299,200	348,900							
96		299,600	349,400							
97		299,800	349,700							
98		300,200	350,200							
99		300,600	350,700							
100		301,000	351,200							
101		301,200	351,500							
102		301,600	351,900							
103		302,000	352,300							
104		302,400	352,700							
105		302,600	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,400	354,000							
108		303,800	354,400							
109		304,000	354,900							
110		304,400	355,300							
111		304,800	355,700							
112		305,200	356,100							
113		305,400	356,600							
114		305,800								
115		306,200								
116		306,600								
117		306,800								
118		307,100								
119		307,400								
120		307,700								
121		308,100								
122		308,400								
123		308,700								
124		309,000								
125		309,400								
再任用職員	186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600	398,000	450,400	532,800

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

ロ 行政職俸給表(二)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,500
	22	143,100	200,000	225,400	273,100	316,000
	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,500
	24	145,500	202,400	228,600	275,300	319,000
	25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,600
	26	148,200	204,900	231,800	277,500	322,100
	27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,600
	28	151,200	207,500	234,800	279,700	325,100
	29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,700
	30	154,100	210,100	237,600	281,900	328,000
	31	155,600	211,400	239,000	283,000	329,300
	32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,500
	33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,800
	34	160,400	215,000	243,100	286,100	333,100
	35	162,200	216,300	244,500	287,200	334,400
	36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,700
	37	165,800	218,800	247,200	289,200	337,000
	38	167,500	220,100	248,600	290,200	338,300
	39	169,200	221,400	250,000	291,200	339,600
	40	170,900	222,700	251,400	292,200	340,900
	41	172,500	223,800	252,600	293,100	342,100
	42	173,900	225,000	253,900	294,100	343,300
	43	175,300	226,200	255,200	295,100	344,500
	44	176,700	227,400	256,500	296,100	345,700

	45	178,200	228,600	257,600	296,900	346,800
	46	179,600	229,800	258,800	297,800	347,900
	47	181,000	231,000	260,000	298,700	349,000
	48	182,400	232,200	261,200	299,600	350,100
	49	183,700	233,400	262,500	300,500	351,300
	50	184,900	234,600	263,700	301,400	352,300
	51	186,100	235,800	264,900	302,300	353,300
	52	187,300	237,000	266,000	303,200	354,300
	53	188,400	238,200	267,100	304,000	355,300
	54	189,500	239,200	268,300	304,800	356,200
	55	190,600	240,200	269,500	305,600	357,100
	56	191,700	241,200	270,700	306,400	358,000
	57	192,800	242,300	271,700	307,200	358,900
	58	193,900	243,300	272,800	308,000	359,800
	59	195,000	244,300	273,900	308,800	360,700
	60	196,100	245,300	275,000	309,600	361,600
	61	197,200	246,300	276,100	310,200	362,500
	62	198,100	247,200	277,200	310,900	363,400
	63	199,000	248,100	278,300	311,600	364,300
	64	199,900	249,000	279,400	312,300	365,200
	65	200,600	250,000	280,500	313,000	365,800
	66	201,400	250,800	281,400	313,600	366,400
	67	202,200	251,600	282,300	314,200	367,000
再任職員以外の職員	68	203,000	252,400	283,200	314,800	367,600
	69	203,600	253,200	284,100	315,500	368,100
	70	204,200	253,800	284,900	316,000	
	71	204,700	254,400	285,700	316,500	
	72	205,300	255,000	286,500	317,000	
	73	205,900	255,500	287,400	317,300	
	74	206,600	256,000	288,200	317,800	
	75	207,300	256,500	289,000	318,300	
	76	208,100	257,000	289,800	318,800	
	77	208,500	257,600	290,600	319,100	
	78	209,200	258,100	291,200	319,500	
	79	209,900	258,600	291,800	319,900	
	80	210,600	259,100	292,400	320,300	
	81	211,300	259,500	292,900	320,800	
	82	212,000	259,800	293,500	321,200	
	83	212,700	260,100	294,100	321,600	
	84	213,400	260,400	294,700	322,000	
	85	214,100	260,800	295,200	322,400	
	86	214,800	261,200	295,800	322,800	
	87	215,500	261,600	296,400	323,200	
	88	216,200	262,000	297,000	323,600	
	89	216,800	262,200	297,400	323,900	
	90	217,400	262,600	297,900	324,300	
	91	218,000	263,000	298,400	324,700	
	92	218,600	263,400	298,900	325,100	
	93	219,100	263,800	299,400	325,400	
	94	219,600	264,200	299,900	325,800	
	95	220,100	264,600	300,400	326,200	
	96	220,600	265,000	300,900	326,600	

97	221,200	265,200	301,300	326,900	
98	221,700	265,500	301,800	327,300	
99	222,200	265,700	302,300	327,700	
100	222,700	266,000	302,800	328,100	
101	223,300	266,400	303,200	328,400	
102	223,900	266,700	303,600		
103	224,500	267,000	304,000		
104	225,100	267,300	304,400		
105	225,500	267,600	304,800		
106	226,000	267,900	305,200		
107	226,500	268,200	305,600		
108	227,000	268,500	306,000		
109	227,400	268,800	306,400		
110	227,900	269,100	306,800		
111	228,400	269,400	307,200		
112	228,900	269,700	307,600		
113	229,400	270,000	307,900		
114	229,900	270,300	308,300		
115	230,400	270,600	308,700		
116	230,900	270,900	309,100		
117	231,300	271,200	309,400		
118	231,700	271,500	309,800		
119	232,100	271,800	310,200		
120	232,500	272,100	310,600		
121	232,900	272,300	310,900		
122		272,600	311,300		
123		272,900	311,700		
124		273,200	312,100		
125		273,300	312,300		
126		273,600	312,700		
127		273,900	313,100		
128		274,200	313,500		
129		274,300	313,700		
130		274,600	314,100		
131		274,900	314,500		
132		275,200	314,900		
133		275,300	315,100		
134		275,600			
135		275,900			
136		276,200			
137		276,300			
再任用職員	192,400	203,800	226,000	247,300	279,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

専門行政職俸給表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	156,500	226,800	276,400	320,900	366,200	413,700	467,500	532,800
	2	158,200	229,100	279,100	323,200	368,800	416,200	470,600	536,000
	3	159,900	231,400	281,800	325,500	371,400	418,700	473,700	539,200
	4	161,600	233,600	284,500	327,800	374,000	421,200	476,800	542,400
	5	163,200	235,900	287,100	330,100	376,600	423,500	479,800	545,600
	6	165,700	238,200	289,800	332,200	379,200	425,900	482,900	548,100
	7	168,100	240,500	292,500	334,400	381,800	428,300	486,000	550,600
	8	170,500	242,800	295,200	336,600	384,400	430,700	489,100	553,100
	9	172,800	245,000	297,700	338,800	387,000	433,000	492,100	555,600
	10	174,500	247,200	300,200	340,900	389,700	435,300	495,200	557,500
	11	176,200	249,300	302,700	343,000	392,400	437,600	498,300	559,300
	12	177,900	251,500	305,200	345,100	395,100	439,800	501,400	561,200
	13	179,600	253,700	307,800	347,300	397,700	442,000	504,400	563,000
	14	181,400	255,900	310,100	349,400	400,000	444,000	506,800	564,500
	15	183,200	258,100	312,400	351,500	402,400	446,000	509,200	566,000
	16	185,000	260,300	314,700	353,600	404,800	448,000	511,600	567,500
	17	186,900	262,400	316,800	355,700	407,100	450,000	514,100	569,000
	18	188,700	264,700	319,000	357,700	409,200	451,800	515,600	570,200
	19	190,500	266,900	321,200	359,700	411,300	453,600	517,100	571,400
	20	192,300	269,200	323,400	361,700	413,400	455,400	518,600	572,600
	21	193,900	271,600	325,400	363,800	415,500	457,200	519,800	573,800
	22	195,700	273,900	327,500	365,700	417,500	458,700	521,300	
	23	197,500	276,200	329,600	367,700	419,500	460,200	522,800	
	24	199,300	278,500	331,600	369,700	421,500	461,700	524,300	
	25	201,100	280,600	333,600	371,800	423,600	463,200	525,600	
	26	202,900	282,800	335,700	373,800	425,200	464,600	526,800	
	27	204,700	285,000	337,800	375,800	426,800	466,000	528,000	
	28	206,500	287,200	339,900	377,800	428,400	467,400	529,200	
	29	208,100	289,500	341,900	379,800	430,100	468,600	530,400	
	30	210,000	291,500	343,900	381,700	431,400	469,400	531,300	
	31	211,900	293,500	345,900	383,600	432,700	470,200	532,200	
	32	213,800	295,500	347,900	385,500	434,000	471,000	533,100	
	33	215,500	297,600	349,700	387,300	435,300	471,800	534,000	
	34	217,400	299,300	351,600	389,000	436,600	472,600	534,900	
	35	219,300	301,000	353,500	390,700	437,900	473,400	535,800	
	36	221,200	302,700	355,400	392,400	439,100	474,200	536,700	
	37	222,900	304,300	357,300	394,100	440,400	475,000	537,600	
	38	224,700	305,900	359,100	395,300	441,300	475,800	538,500	
	39	226,500	307,500	360,900	396,500	442,200	476,600	539,400	
	40	228,300	309,100	362,700	397,700	443,100	477,400	540,300	
	41	229,800	310,800	364,600	398,900	443,900	478,200	541,200	
	42	231,500	312,400	366,000	400,100	444,700	478,900		
	43	233,100	314,000	367,500	401,300	445,500	479,700		
	44	234,800	315,600	369,000	402,500	446,300	480,500		
再任 用職 員以 外の 職員	45	236,500	317,300	370,400	403,500	447,100	481,300		
	46	238,000	318,900	371,600	404,200	447,900			
	47	239,500	320,500	372,800	404,900	448,700			
	48	241,000	322,100	374,000	405,600	449,500			

	49	242,600	323,600	375,000	406,400	450,100			
	50	244,100	324,800	375,600	407,100	450,900			
	51	245,600	326,000	376,200	407,800	451,700			
	52	247,200	327,200	376,800	408,500	452,500			
	53	248,500	328,300	377,400	409,300	453,100			
	54	250,100	329,300	378,000	410,000	453,900			
	55	251,700	330,200	378,600	410,700	454,700			
	56	253,300	331,200	379,200	411,400	455,500			
	57	254,700	332,100	379,800	412,100	456,100			
	58	256,100	332,900	380,400	412,800	456,900			
	59	257,500	333,700	381,000	413,500	457,700			
	60	258,900	334,500	381,600	414,200	458,500			
	61	260,100	335,400	382,200	414,800	459,100			
	62	261,400	336,100	382,800	415,500				
	63	262,700	336,800	383,400	416,200				
	64	264,000	337,500	384,000	416,900				
	65	265,300	338,000	384,600	417,400				
	66	266,400	338,600	385,200	418,000				
	67	267,600	339,200	385,800	418,700				
	68	268,800	339,800	386,400	419,400				
	69	270,100	340,200	387,000	419,900				
	70	271,400	340,700	387,600	420,600				
	71	272,700	341,200	388,200	421,300				
	72	274,000	341,700	388,800	422,000				
	73	275,200	342,200	389,400	422,500				
	74	276,300	342,700	390,000	423,200				
	75	277,400	343,200	390,600	423,900				
	76	278,500	343,700	391,200	424,600				
	77	279,700	344,200	391,800	425,100				
	78	280,700	344,700	392,400					
	79	281,700	345,200	393,000					
	80	282,700	345,700	393,600					
	81	283,700	346,100	394,200					
	82	284,600		394,800					
	83	285,500		395,400					
	84	286,400		396,000					
	85	287,400		396,600					
	86	288,200		397,200					
	87	289,000		397,800					
	88	289,800		398,400					
	89	290,600		399,000					
	90	291,100							
	91	291,600							
	92	292,100							
	93	292,500							
再任用職員		209,100	243,900	287,900	320,900	363,600	398,000	450,400	532,800

備考(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の17号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、182,300円とする。

税務職俸給表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	151,500	213,800	252,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,700	467,500	532,800
	2	153,000	215,700	254,100	293,900	321,900	351,400	387,500	430,600	470,600	536,000
	3	154,500	217,600	256,100	296,200	324,200	353,700	389,700	432,500	473,700	539,200
	4	156,100	219,500	258,000	298,500	326,500	356,000	391,900	434,400	476,800	542,400
	5	157,700	221,500	259,900	300,600	328,900	358,100	394,100	436,200	479,800	545,600
	6	159,500	223,300	261,900	302,900	331,100	360,300	396,200	438,100	482,900	548,100
	7	161,300	225,100	263,900	305,200	333,400	362,500	398,300	439,900	486,000	550,600
	8	163,200	226,900	265,800	307,500	335,700	364,700	400,300	441,800	489,100	553,100
	9	165,000	228,600	267,400	309,600	337,800	366,800	402,200	443,500	492,100	555,600
	10	166,900	230,400	269,300	311,900	340,100	369,000	404,300	445,300	495,200	557,500
	11	168,800	232,200	271,100	314,200	342,400	371,200	406,400	447,100	498,300	559,300
	12	170,800	234,000	272,900	316,500	344,700	373,400	408,500	448,900	501,400	561,200
	13	172,500	235,800	274,500	318,600	346,800	375,600	410,400	450,500	504,400	563,000
	14	174,300	237,500	276,400	320,900	349,000	377,800	412,500	452,300	506,800	564,500
	15	176,100	239,200	278,300	323,200	351,200	380,000	414,600	454,100	509,200	566,000
	16	177,900	240,900	280,200	325,500	353,400	382,200	416,700	455,900	511,600	567,500
	17	179,700	242,600	282,100	327,600	355,700	384,300	418,800	457,500	514,100	569,000
	18	183,800	244,300	284,200	329,900	357,800	386,400	420,700	459,300	515,600	570,200
	19	187,900	246,000	286,300	332,100	359,900	388,500	422,600	461,100	517,100	571,400
	20	191,900	247,700	288,400	334,400	362,000	390,600	424,500	462,900	518,600	572,600
	21	195,700	249,400	290,500	336,500	364,200	392,500	426,300	464,500	519,800	573,800
	22	197,500	251,000	292,500	338,600	366,200	394,600	428,000	466,300	521,300	
	23	199,300	252,700	294,500	340,700	368,300	396,700	429,700	468,100	522,800	
	24	201,100	254,400	296,500	342,800	370,400	398,800	431,400	469,900	524,300	
	25	203,000	256,000	298,400	345,000	372,600	400,700	433,000	471,500	525,600	
	26	204,700	257,400	300,400	347,100	374,700	402,800	434,600	473,000	526,800	
	27	206,400	258,700	302,400	349,200	376,800	404,900	436,200	474,500	528,000	
	28	208,100	260,100	304,400	351,300	378,900	407,000	437,800	476,000	529,200	
	29	209,700	261,300	306,200	353,500	381,000	408,900	439,100	477,400	530,400	
	30	211,100	262,600	308,100	355,600	383,100	410,800	440,800	478,200	531,300	
	31	212,500	263,900	310,000	357,700	385,200	412,700	442,500	478,900	532,200	
	32	213,900	265,200	311,900	359,800	387,300	414,600	444,200	479,700	533,100	
	33	215,200	266,500	313,900	361,800	389,200	416,600	445,700	480,300	534,000	
	34	216,400	267,800	315,800	363,900	391,300	418,200	447,400	481,100	534,900	
	35	217,600	269,100	317,700	365,900	393,400	419,900	449,100	481,900	535,800	
	36	218,800	270,300	319,600	368,000	395,500	421,600	450,800	482,700	536,700	
	37	219,800	271,500	321,500	370,000	397,400	423,200	452,300	483,300	537,600	
	38	221,000	272,900	323,300	372,100	399,000	424,700	453,100	484,100	538,500	
	39	222,200	274,300	325,100	374,200	400,600	426,200	453,900	484,900	539,400	
	40	223,400	275,700	326,900	376,300	402,200	427,700	454,700	485,700	540,300	
	41	224,400	277,000	328,700	378,300	403,700	429,300	455,300	486,300	541,200	
	42	225,600	278,300	330,200	380,400	404,900	430,600	456,000	487,100		
	43	226,800	279,600	331,600	382,500	406,100	431,900	456,700	487,900		
	44	228,000	280,900	333,100	384,600	407,300	433,200	457,400	488,700		
再任 用職 員以 外の 職員	45	229,100	282,100	334,400	386,500	408,600	434,500	458,200	489,300		
	46	229,900	283,200	335,800	388,300	409,800	435,300	458,900			
	47	230,700	284,300	337,200	390,100	411,000	436,100	459,600			
	48	231,500	285,400	338,600	391,900	412,200	436,900	460,300			

49	232,100	286,400	339,800	393,700	413,500	437,600	461,000			
50	232,700	287,400	341,000	394,900	414,300	438,400	461,700			
51	233,400	288,400	342,200	396,100	415,100	439,200	462,400			
52	234,100	289,400	343,400	397,300	415,900	440,000	463,100			
53	234,500	290,200	344,500	398,600	416,600	440,600	463,800			
54	235,100	291,100	345,700	399,800	417,300	441,300	464,500			
55	235,600	292,000	346,900	401,000	418,000	442,000	465,200			
56	236,200	292,900	348,100	402,200	418,600	442,700	465,900			
57	236,600	293,700	349,200	403,500	419,400	443,400	466,600			
58	237,200	294,500	350,300	404,300	420,000	444,100	467,300			
59	237,800	295,300	351,400	405,100	420,600	444,800	468,000			
60	238,400	296,100	352,500	405,900	421,200	445,500	468,700			
61	239,100	297,000	353,400	406,600	421,800	446,200	469,400			
62	239,800	297,500	354,300	407,300	422,400	446,800				
63	240,500	298,000	355,200	408,000	423,000	447,400				
64	241,100	298,500	356,100	408,700	423,600	448,000				
65	241,500	299,000	356,900	409,200	424,200	448,700				
66	242,200		357,600	409,900	424,800	449,300				
67	242,900		358,300	410,600	425,400	449,900				
68	243,600		359,000	411,300	426,000	450,500				
69	244,300		359,600	411,800	426,600	451,200				
70	244,800		360,300	412,400	427,200	451,800				
71	245,300		361,000	413,000	427,800	452,400				
72	245,800		361,700	413,600	428,400	453,000				
73	246,200		362,200	414,200	429,000	453,700				
74			362,800	414,800	429,600	454,300				
75			363,400	415,400	430,200	454,900				
76			364,000	416,000	430,800	455,500				
77			364,700	416,600	431,400	456,200				
78			365,200	417,200	432,000					
79			365,600	417,800	432,600					
80			366,100	418,300	433,200					
81			366,400	418,900	433,800					
82			366,900	419,500	434,400					
83			367,400	420,100	435,000					
84			367,900	420,700	435,600					
85			368,200	421,300	436,200					
86				421,900						
87				422,500						
88				423,100						
89				423,700						
90				424,300						
91				424,900						
92				425,500						
93				426,100						
再任用職員	204,500	230,600	283,200	310,000	324,700	349,100	385,300	418,100	461,300	532,800

備考(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、208,200円とする。

公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,700	467,500	532,800
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	430,600	470,600	536,000
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	432,500	473,700	539,200
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	434,400	476,800	542,400
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	394,100	436,200	479,800	545,600
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	396,200	438,100	482,900	548,100
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	398,300	439,900	486,000	550,600
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	400,300	441,800	489,100	553,100
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	402,200	443,500	492,100	555,600
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	404,300	445,300	495,200	557,500
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	406,400	447,100	498,300	559,300
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	408,500	448,900	501,400	561,200
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	410,400	450,500	504,400	563,000
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	412,500	452,300	506,800	564,500
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	414,600	454,100	509,200	566,000
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,700	455,900	511,600	567,500
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,300	418,800	457,500	514,100	569,000
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,400	420,700	459,300	515,600	570,200
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,500	422,600	461,100	517,100	571,400
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,600	424,500	462,900	518,600	572,600
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,500	426,300	464,500	519,800	573,800
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,600	428,000	466,300	521,300	
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,700	429,700	468,100	522,800	
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,800	431,400	469,900	524,300	
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,600	400,700	433,000	471,500	525,600	
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,700	402,800	434,600	473,000	526,800	
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,800	404,900	436,200	474,500	528,000	
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,900	407,000	437,800	476,000	529,200	
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	381,000	408,900	439,100	477,400	530,400	
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	383,100	410,800	440,800	478,200	531,300	
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,200	412,700	442,500	478,900	532,200	
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,300	414,600	444,200	479,700	533,100	
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,800	389,200	416,600	445,700	480,300	534,000	
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,900	391,300	418,200	447,400	481,100	534,900	
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,900	393,400	419,900	449,100	481,900	535,800	
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	368,000	395,500	421,600	450,800	482,700	536,700	
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	370,000	397,400	423,200	452,300	483,300	537,600	
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	372,100	399,000	424,700	453,100	484,100	538,500	
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,200	400,600	426,200	453,900	484,900	539,400	
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,300	402,200	427,700	454,700	485,700	540,300	
	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,300	403,700	429,300	455,300	486,300	541,200	
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,400	404,900	430,600	456,000	487,100		
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,500	406,100	431,900	456,700	487,900		
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,600	407,300	433,200	457,400	488,700		
	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,500	408,600	434,500	458,200	489,300		
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	388,300	409,800	435,300	458,900			
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	390,100	411,000	436,100	459,600			
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,900	412,200	436,900	460,300			

再任職員以外の職員	49	243,600	259,100	280,900	329,800	393,700	413,500	437,600	461,000
	50	245,000	260,600	282,600	331,400	394,900	414,300	438,400	461,700
	51	246,500	262,100	284,300	333,100	396,100	415,100	439,200	462,400
	52	248,000	263,600	286,000	334,800	397,300	415,900	440,000	463,100
	53	249,200	264,900	287,700	336,500	398,600	416,600	440,600	463,800
	54	250,700	266,500	289,500	338,300	399,800	417,300	441,300	464,500
	55	252,100	268,200	291,300	340,100	401,000	418,000	442,000	465,200
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	402,200	418,600	442,700	465,900
	57	254,900	271,200	294,700	343,500	403,500	419,400	443,400	466,600
	58	256,200	272,900	296,500	345,200	404,300	420,000	444,100	467,300
	59	257,500	274,600	298,300	346,900	405,100	420,600	444,800	468,000
	60	258,800	276,300	300,100	348,600	405,900	421,200	445,500	468,700
	61	260,100	277,900	301,700	350,300	406,600	421,800	446,200	469,400
	62	261,500	279,500	303,500	352,000	407,300	422,400	446,800	
	63	262,900	281,100	305,300	353,700	408,000	423,000	447,400	
	64	264,300	282,700	307,100	355,400	408,700	423,600	448,000	
	65	265,700	284,300	308,700	357,100	409,200	424,200	448,700	
	66	267,000	285,800	310,400	358,700	409,900	424,800	449,300	
	67	268,400	287,300	312,100	360,300	410,600	425,400	449,900	
	68	269,800	288,800	313,800	361,900	411,300	426,000	450,500	
	69	271,000	290,400	315,400	363,400	411,800	426,600	451,200	
	70	272,400	292,000	316,900	364,900	412,400	427,200	451,800	
	71	273,800	293,600	318,400	366,300	413,000	427,800	452,400	
	72	275,200	295,200	319,900	367,800	413,600	428,400	453,000	
	73	276,700	296,600	321,200	369,300	414,200	429,000	453,700	
	74	278,100	298,100	322,900	370,800	414,800	429,600	454,300	
	75	279,500	299,600	324,600	372,300	415,400	430,200	454,900	
	76	280,900	301,100	326,300	373,800	416,000	430,800	455,500	
	77	282,100	302,400	328,100	375,200	416,600	431,400	456,200	
	78	283,300	303,900	329,800	376,400	417,200	432,000		
	79	284,500	305,400	331,400	377,600	417,800	432,600		
	80	285,700	306,900	333,100	378,800	418,300	433,200		
	81	287,000	308,400	334,800	380,100	418,900	433,800		
	82	288,300	309,800	336,500	381,300	419,500	434,400		
	83	289,600	311,200	338,200	382,500	420,100	435,000		
	84	290,900	312,600	339,900	383,700	420,700	435,600		
	85	292,300	314,000	341,600	385,000	421,300	436,200		
	86	293,500	315,500	343,200	385,600	421,900			
	87	294,700	317,000	344,800	386,200	422,500			
	88	295,900	318,500	346,400	386,800	423,100			
	89	297,100	320,000	347,900	387,500	423,700			
	90	298,300	321,500	349,400	388,100	424,300			
	91	299,500	323,000	350,900	388,700	424,900			
	92	300,700	324,500	352,400	389,300	425,500			
	93	301,700	325,800	353,900	389,800	426,100			
	94	303,000	327,200	355,400	390,400				
	95	304,300	328,600	356,900	391,000				
	96	305,600	330,000	358,400	391,600				
	97	306,700	331,400	359,800	392,100				
	98	307,900	332,800	361,000	392,700				
	99	309,100	334,200	362,200	393,300				
	100	310,300	335,600	363,400	393,900				
	101	311,500	337,100	364,700	394,400				
	102	312,600	338,400	365,800	395,000				
	103	313,700	339,700	367,000	395,600				
	104	314,800	341,000	368,200	396,200				

105	315,800	342,200	369,500	396,700								
106	316,500	343,300	370,100	397,200								
107	317,200	344,400	370,700	397,700								
108	317,900	345,500	371,300	398,200								
109	318,600	346,700	372,000	398,600								
110	319,300	347,700	372,600	399,100								
111	320,000	348,700	373,200	399,600								
112	320,700	349,700	373,800	400,100								
113	321,500	350,800	374,300	400,500								
114	322,300	351,800	374,900	401,000								
115	323,100	352,800	375,500	401,500								
116	323,900	353,800	376,100	402,000								
117	324,500	354,900	376,600	402,400								
118	325,300	355,500	377,200	402,900								
119	326,100	356,100	377,800	403,400								
120	326,900	356,700	378,400	403,900								
121	327,600	357,200	378,800	404,300								
122	328,100	357,700	379,400	404,800								
123	328,600	358,200	380,000	405,300								
124	329,100	358,700	380,600	405,800								
125	329,400	359,200	381,100	406,200								
126		359,700	381,600									
127		360,200	382,100									
128		360,700	382,600									
129		361,200	382,900									
130		361,700	383,400									
131		362,200	383,900									
132		362,700	384,400									
133		363,200	384,700									
134		363,700	385,200									
135		364,200	385,700									
136		364,700	386,200									
137		365,000	386,500									
138		365,400	387,000									
139		365,900	387,500									
140		366,400	388,000									
141		366,700	388,300									
142		367,200										
143		367,700										
144		368,200										
145		368,500										
再任用職員		240,200	252,100	256,400	292,600	310,000	324,700	349,100	385,300	418,100	461,300	532,800

備考(一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の5号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、203,100円とする。

ロ 公安職俸給表(二)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	151,500	213,800	252,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,700	467,500	532,800
	2	153,100	215,700	254,100	293,900	321,900	351,400	387,500	430,600	470,600	536,000
	3	154,700	217,600	256,100	296,200	324,200	353,700	389,700	432,500	473,700	539,200
	4	156,400	219,500	258,000	298,500	326,500	356,000	391,900	434,400	476,800	542,400
	5	157,900	221,500	259,900	300,600	328,900	358,100	394,100	436,200	479,800	545,600
	6	159,800	223,300	261,900	302,900	331,100	360,300	396,200	438,100	482,900	548,100
	7	161,700	225,100	263,900	305,200	333,400	362,500	398,300	439,900	486,000	550,600
	8	163,700	226,900	265,800	307,500	335,700	364,700	400,300	441,800	489,100	553,100
	9	165,700	228,600	267,400	309,600	337,800	366,800	402,200	443,500	492,100	555,600
	10	167,700	230,400	269,300	311,900	340,100	369,000	404,300	445,300	495,200	557,500
	11	169,700	232,200	271,100	314,200	342,400	371,200	406,400	447,100	498,300	559,300
	12	171,800	234,000	272,900	316,500	344,700	373,400	408,500	448,900	501,400	561,200
	13	173,600	235,800	274,500	318,600	346,800	375,600	410,400	450,500	504,400	563,000
	14	175,600	237,500	276,400	320,900	349,000	377,800	412,500	452,300	506,800	564,500
	15	177,600	239,200	278,300	323,200	351,200	380,000	414,600	454,100	509,200	566,000
	16	179,600	240,900	280,200	325,500	353,400	382,200	416,700	455,900	511,600	567,500
	17	181,500	242,600	282,100	327,600	355,700	384,300	418,800	457,500	514,100	569,000
	18	185,100	244,300	284,200	329,900	357,800	386,400	420,700	459,300	515,600	570,200
	19	188,700	246,000	286,300	332,100	359,900	388,500	422,600	461,100	517,100	571,400
	20	192,200	247,700	288,400	334,400	362,000	390,600	424,500	462,900	518,600	572,600
	21	195,700	249,400	290,500	336,500	364,200	392,500	426,300	464,500	519,800	573,800
	22	197,500	251,000	292,500	338,600	366,200	394,600	428,000	466,300	521,300	
	23	199,300	252,700	294,500	340,700	368,300	396,700	429,700	468,100	522,800	
	24	201,100	254,400	296,500	342,800	370,400	398,800	431,400	469,900	524,300	
	25	203,000	256,000	298,400	345,000	372,600	400,700	433,000	471,500	525,600	
	26	204,700	257,600	300,400	347,100	374,700	402,800	434,600	473,000	526,800	
	27	206,400	259,100	302,400	349,200	376,800	404,900	436,200	474,500	528,000	
	28	208,100	260,700	304,400	351,300	378,900	407,000	437,800	476,000	529,200	
	29	209,700	262,200	306,200	353,500	381,000	408,900	439,100	477,400	530,400	
	30	211,100	263,700	308,100	355,600	383,100	410,800	440,800	478,200	531,300	
	31	212,500	265,200	310,000	357,700	385,200	412,700	442,500	478,900	532,200	
	32	213,900	266,600	311,900	359,800	387,300	414,600	444,200	479,700	533,100	

	33	215,200	268,000	313,900	361,800	389,200	416,600	445,700	480,300	534,000
	34	216,600	269,500	315,800	363,900	391,300	418,200	447,400	481,100	534,900
	35	218,000	271,000	317,700	365,900	393,400	419,900	449,100	481,900	535,800
	36	219,400	272,400	319,600	368,000	395,500	421,600	450,800	482,700	536,700
	37	220,800	273,900	321,500	370,000	397,400	423,200	452,300	483,300	537,600
	38	222,200	275,400	323,300	372,100	399,000	424,700	453,100	484,100	538,500
	39	223,600	276,900	325,100	374,200	400,600	426,200	453,900	484,900	539,400
	40	225,000	278,400	326,900	376,300	402,200	427,700	454,700	485,700	540,300
	41	226,200	280,000	328,700	378,300	403,700	429,300	455,300	486,300	541,200
	42	227,400	281,400	330,300	380,400	404,900	430,600	456,000	487,100	
	43	228,600	282,800	332,000	382,500	406,100	431,900	456,700	487,900	
	44	229,800	284,200	333,700	384,600	407,300	433,200	457,400	488,700	
	45	231,100	285,500	335,300	386,500	408,600	434,500	458,200	489,300	
	46	232,200	286,900	337,000	388,300	409,800	435,300	458,900		
	47	233,300	288,300	338,700	390,100	411,000	436,100	459,600		
	48	234,400	289,700	340,400	391,900	412,200	436,900	460,300		
	49	235,500	291,000	341,900	393,700	413,500	437,600	461,000		
	50	236,400	292,300	343,500	394,900	414,300	438,400	461,700		
	51	237,400	293,600	345,100	396,100	415,100	439,200	462,400		
	52	238,400	294,900	346,700	397,300	415,900	440,000	463,100		
	53	239,300	296,300	348,200	398,600	416,600	440,600	463,800		
	54	240,400	297,700	349,800	399,800	417,300	441,300	464,500		
	55	241,400	299,100	351,400	401,000	418,000	442,000	465,200		
	56	242,500	300,500	353,000	402,200	418,600	442,700	465,900		
	57	243,300	301,800	354,500	403,500	419,400	443,400	466,600		
	58	244,400	302,900	355,800	404,300	420,000	444,100	467,300		
	59	245,500	304,000	357,100	405,100	420,600	444,800	468,000		
	60	246,600	305,100	358,400	405,900	421,200	445,500	468,700		
	61	247,800	306,300	359,800	406,600	421,800	446,200	469,400		
	62	249,000	307,400	360,900	407,300	422,400	446,800			
	63	250,200	308,500	362,000	408,000	423,000	447,400			
	64	251,300	309,600	363,100	408,700	423,600	448,000			
	65	252,400	310,600	364,000	409,200	424,200	448,700			
	66	253,600	311,600	365,000	409,900	424,800	449,300			
	67	254,800	312,600	365,900	410,600	425,400	449,900			
	68	256,000	313,600	366,900	411,300	426,000	450,500			
	69	257,200	314,700	367,700	411,800	426,600	451,200			
	70	258,400	315,500	368,400	412,400	427,200	451,800			
	71	259,600	316,300	369,100	413,000	427,800	452,400			
	72	260,800	317,100	369,800	413,600	428,400	453,000			

再任
用職
員以
外の
職員

73	261,800	318,000	370,500	414,200	429,000	453,700					
74	262,800	318,500	371,100	414,800	429,600	454,300					
75	263,800	319,000	371,700	415,400	430,200	454,900					
76	264,800	319,500	372,300	416,000	430,800	455,500					
77	265,800	319,900	373,000	416,600	431,400	456,200					
78	266,700	320,300	373,600	417,200	432,000						
79	267,600	320,700	374,200	417,800	432,600						
80	268,500	321,100	374,800	418,300	433,200						
81	269,400	321,300	375,200	418,900	433,800						
82	270,300	321,700	375,700	419,500	434,400						
83	271,200	322,100	376,200	420,100	435,000						
84	272,100	322,500	376,700	420,700	435,600						
85	273,100	322,700	377,300	421,300	436,200						
86	273,500	323,100	377,800	421,900							
87	273,900	323,500	378,300	422,500							
88	274,300	323,900	378,800	423,100							
89	274,800	324,100	379,100	423,700							
90		324,400	379,600	424,300							
91		324,700	380,100	424,900							
92		325,000	380,600	425,500							
93		325,400	380,900	426,100							
94		325,700	381,400								
95		326,000	381,900								
96		326,300	382,400								
97		326,700	382,700								
98		327,000	383,200								
99		327,300	383,700								
100		327,600	384,200								
101		327,900	384,500								
再任用職員		211,500	238,800	286,200	310,000	324,700	349,100	385,300	418,100	461,300	532,800

備考(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、208,200円とする。

海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,900	216,200	260,300	313,100	355,700	418,500	497,800
	2	165,200	218,300	262,100	315,600	358,200	421,100	499,700
	3	167,500	220,400	263,900	318,100	360,700	423,700	501,600
	4	169,800	222,500	265,700	320,600	363,200	426,300	503,500
	5	172,200	224,500	267,300	323,100	365,600	428,800	505,400
	6	174,700	226,600	269,300	325,600	368,800	431,300	506,800
	7	177,100	228,700	271,300	328,100	372,000	433,800	508,200
	8	179,600	230,800	273,300	330,500	375,200	436,300	509,600
	9	181,800	233,000	275,200	333,000	378,200	438,700	510,800
	10	184,200	234,900	278,000	335,500	381,300	441,000	512,100
	11	186,600	236,800	280,700	338,000	384,400	443,400	513,400
	12	189,100	238,700	283,300	340,500	387,500	445,800	514,700
	13	191,600	240,600	286,000	343,000	390,500	448,100	516,100
	14	194,200	242,500	288,800	345,500	393,300	450,500	517,300
	15	196,900	244,400	291,600	348,000	396,100	452,900	518,500
	16	199,500	246,300	294,300	350,500	398,900	455,300	519,600
	17	201,900	248,200	296,900	353,000	401,800	457,600	520,900
	18	204,600	250,100	299,500	355,500	403,900	459,900	522,100
	19	207,300	252,000	302,100	358,000	406,000	462,200	523,300
	20	210,000	253,900	304,700	360,500	408,100	464,500	524,500
	21	212,600	255,600	307,200	363,000	410,000	466,900	525,600
	22	214,200	257,300	308,900	365,400	412,000	468,700	526,600
	23	215,800	259,000	310,600	367,700	414,000	470,500	527,600
	24	217,400	260,700	312,300	370,100	416,000	472,300	528,600
	25	218,900	262,500	313,900	372,600	417,800	474,200	529,600
	26	220,400	264,300	315,800	375,000	419,500	475,600	530,400
	27	221,900	266,100	317,700	377,400	421,300	477,000	531,200
	28	223,400	267,900	319,600	379,800	423,100	478,400	532,000
	29	225,000	269,600	321,300	382,000	424,700	479,800	532,700
	30	226,100	271,300	323,100	384,200	426,400	481,000	
	31	227,200	273,000	324,900	386,400	428,100	482,200	
	32	228,300	274,700	326,700	388,600	429,800	483,400	

	33	229,500	276,100	328,300	390,700	431,400	484,400
	34	230,400	277,800	329,900	392,500	432,700	485,500
	35	231,300	279,400	331,400	394,300	434,000	486,600
	36	232,200	281,000	333,000	396,100	435,300	487,700
	37	233,100	282,400	334,700	398,000	436,700	488,700
	38	234,000	283,800	336,300	399,500	437,700	489,600
	39	234,900	285,200	337,900	401,000	438,700	490,500
	40	235,800	286,600	339,500	402,500	439,700	491,400
	41	236,800	288,000	341,000	403,800	440,600	492,300
	42	237,700	289,300	342,500	405,200	441,400	493,000
	43	238,600	290,500	344,000	406,600	442,200	493,700
	44	239,500	291,700	345,500	408,000	443,000	494,400
	45	240,400	293,000	347,100	409,500	443,700	495,000
	46	241,300	294,400	348,500	410,900	444,400	495,700
	47	242,200	295,800	349,900	412,300	445,100	496,400
	48	243,100	297,200	351,300	413,700	445,800	497,100
	49	243,700	298,700	352,600	415,100	446,500	497,700
	50	244,400	299,800	354,100	416,000	447,200	498,400
	51	245,100	300,900	355,600	416,900	447,900	499,100
	52	245,800	302,000	357,100	417,800	448,600	499,800
	53	246,200	303,200	358,500	418,400	449,300	500,400
	54	246,900	304,300	359,900	419,000	450,000	501,100
	55	247,500	305,400	361,300	419,600	450,700	501,800
	56	248,200	306,500	362,700	420,200	451,400	502,500
	57	248,800	307,700	363,900	420,800	452,100	503,100
	58	249,500	308,800	365,200	421,400	452,800	
	59	250,200	309,900	366,400	422,000	453,500	
	60	250,900	311,000	367,700	422,600	454,200	
	61	251,600	311,900	368,900	423,200	454,800	
	62	252,300	312,700	369,500	423,800	455,500	
	63	252,900	313,500	370,100	424,400	456,200	
	64	253,500	314,300	370,700	425,000	456,900	
	65	254,000	314,900	371,100	425,600	457,400	
	66	254,500	315,600	371,600	426,200	458,100	
	67	255,000	316,300	372,100	426,800	458,800	
	68	255,500	317,000	372,600	427,400	459,500	
	69	255,800	317,800	373,200	428,100	460,000	
	70			373,700	428,700	460,700	
	71			374,200	429,300	461,400	
	72			374,700	429,900	462,100	

再任
用職
員以
外の
職員

73				375,300	430,600	462,600		
74				375,800	431,200			
75				376,300	431,800			
76				376,800	432,400			
77				377,400	433,100			
78				377,900	433,800			
79				378,400	434,500			
80				378,900	435,200			
81				379,500	435,700			
82				380,000	436,400			
83				380,500	437,100			
84				381,000	437,800			
85				381,600	438,300			
86				382,100	439,000			
87				382,600	439,700			
88				383,100	440,400			
89				383,700	440,900			
90				384,200				
91				384,700				
92				385,200				
93				385,800				
94				386,300				
95				386,800				
96				387,300				
97				387,900				
98				388,400				
99				388,900				
100				389,400				
101				390,000				
再任用職員		219,200	249,400	283,700	325,900	355,700	403,400	473,500

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	138,000	181,100	214,900	251,000	286,400	317,400
	2	139,000	183,300	216,600	252,900	287,900	319,300
	3	140,100	185,500	218,300	254,800	289,400	321,200
	4	141,100	187,700	220,000	256,700	290,900	323,100
	5	142,100	189,800	221,500	258,700	292,500	325,000
	6	143,400	191,700	223,200	260,700	293,900	326,800
	7	144,700	193,600	224,900	262,700	295,300	328,600
	8	146,000	195,500	226,600	264,700	296,700	330,400
	9	147,100	197,300	228,300	266,400	298,100	332,200
	10	148,600	198,900	230,100	268,300	299,400	333,900
	11	150,200	200,500	231,900	270,200	300,700	335,600
	12	151,700	202,100	233,700	272,100	302,000	337,300
	13	153,000	203,700	235,500	273,800	303,400	338,900
	14	154,500	205,300	237,300	275,400	304,500	340,600
	15	156,000	206,900	239,100	277,000	305,600	342,300
	16	157,600	208,500	240,900	278,600	306,700	344,000
	17	159,000	210,000	242,800	280,200	307,800	345,600
	18	160,700	211,400	244,900	281,700	308,900	347,300
	19	162,400	212,800	247,000	283,200	310,000	349,000
	20	164,100	214,200	249,100	284,700	311,100	350,700
	21	165,700	215,400	251,000	286,300	312,100	352,300
	22	167,600	216,800	252,900	287,800	313,200	353,900
	23	169,500	218,300	254,800	289,300	314,300	355,500
	24	171,400	219,800	256,700	290,800	315,400	357,100
	25	173,100	221,200	258,700	292,400	316,300	358,700
	26	174,900	222,600	260,700	293,800	317,200	360,300
	27	176,700	224,100	262,700	295,200	318,100	361,900
	28	178,500	225,600	264,700	296,600	319,000	363,500
	29	180,100	226,900	266,400	298,000	320,000	365,000
	30	182,200	228,500	268,300	299,300	320,900	366,400
	31	184,300	230,100	270,200	300,600	321,800	367,900
	32	186,400	231,600	272,100	301,900	322,700	369,400
	33	188,300	233,000	273,800	303,300	323,600	370,800
	34	190,200	234,500	275,400	304,400	324,500	372,100
	35	192,100	235,900	277,000	305,500	325,400	373,400
	36	194,000	237,300	278,600	306,600	326,300	374,700

	37	195,800	238,600	280,200	307,700	327,200	376,100
	38	197,400	239,900	281,700	308,800	328,100	377,400
	39	199,000	241,300	283,200	309,900	329,000	378,700
	40	200,600	242,700	284,700	311,000	329,900	380,000
	41	202,000	243,800	286,300	312,000	330,700	381,100
	42	203,600	245,300	287,800	313,100	331,600	382,300
	43	205,200	246,800	289,300	314,200	332,500	383,500
	44	206,800	248,300	290,800	315,300	333,400	384,700
	45	208,300	249,600	292,400	316,200	334,300	385,900
	46	209,600	251,100	293,800	317,100	335,200	387,100
	47	210,900	252,500	295,200	318,000	336,100	388,300
	48	212,200	254,000	296,600	318,900	337,000	389,500
	49	213,600	255,500	298,000	319,800	337,800	390,600
	50	214,800	257,000	299,300	320,600	338,500	391,700
	51	216,000	258,500	300,600	321,400	339,200	392,800
	52	217,200	260,000	301,900	322,200	339,900	393,900
	53	218,500	261,300	303,300	322,800	340,600	395,100
	54	219,800	262,700	304,400	323,600	341,200	396,100
	55	221,100	264,100	305,500	324,400	341,800	397,100
再任職員以外の職員	56	222,400	265,500	306,600	325,200	342,400	398,100
	57	223,500	266,700	307,700	325,800	342,800	399,100
	58	224,700	268,100	308,800	326,500	343,400	400,100
	59	225,900	269,500	309,900	327,200	344,000	401,100
	60	227,100	270,900	311,000	327,900	344,600	402,100
	61	228,300	272,200	312,000	328,700	345,000	402,900
	62	229,400	273,500	313,100	329,300	345,600	403,800
	63	230,400	274,800	314,200	329,900	346,200	404,700
	64	231,500	276,100	315,300	330,500	346,800	405,600
	65	232,300	277,500	316,200	330,900	347,200	406,300
	66	233,300	278,700	317,100	331,500	347,700	406,900
	67	234,300	279,900	318,000	332,100	348,200	407,500
	68	235,400	281,100	318,900	332,700	348,700	408,100
	69	236,500	282,100	319,800	333,100	349,300	408,800
	70	237,400	283,000	320,500	333,500	349,800	
	71	238,300	283,900	321,200	333,900	350,300	
	72	239,200	284,800	321,900	334,300	350,800	
	73	240,200	285,800	322,400	334,700	351,400	
	74	240,900	286,500	323,000	335,100	351,900	
	75	241,600	287,200	323,600	335,500	352,400	
	76	242,300	287,900	324,200	335,900	352,900	
	77	242,700	288,500	324,900	336,300	353,500	
	78	243,400	289,100	325,500	336,700	354,000	
	79	244,100	289,700	326,100	337,100	354,500	
	80	244,800	290,300	326,700	337,500	355,000	

81	245,500	291,000	327,300	337,900	355,600	
82	246,000	291,600	327,700	338,300	356,100	
83	246,500	292,200	328,100	338,700	356,600	
84	247,000	292,800	328,500	339,100	357,100	
85	247,400	293,400	328,900	339,500	357,600	
86		293,900	329,300	339,900	358,100	
87		294,400	329,700	340,300	358,600	
88		294,900	330,100	340,700	359,100	
89		295,300	330,500	341,100	359,600	
90		295,700	330,900	341,500		
91		296,100	331,300	341,900		
92		296,500	331,700	342,300		
93		296,700	331,900	342,700		
94		297,100	332,300	343,100		
95		297,500	332,700	343,500		
96		297,900	333,100	343,900		
97		298,100	333,300	344,300		
98		298,500	333,700	344,700		
99		298,900	334,100	345,100		
100		299,300	334,500	345,500		
101		299,800	334,700	345,900		
102		300,100	335,000	346,300		
103		300,400	335,300	346,700		
104		300,700	335,600	347,100		
105		301,100	336,000	347,500		
106			336,300	347,900		
107			336,600	348,300		
108			336,900	348,700		
109			337,200	349,100		
110			337,500			
111			337,800			
112			338,100			
113			338,300			
再任用職員	214,000	228,600	234,600	257,200	286,400	317,400

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	204,600	265,400	316,200	408,000	546,000
	2	206,800	268,500	319,600	410,500	549,200
	3	209,000	271,600	323,100	413,000	552,400
	4	211,200	274,700	326,600	415,500	555,600
	5	213,300	277,800	330,200	418,100	558,700
	6	215,500	280,600	333,700	420,600	561,200
	7	217,700	283,400	337,200	423,100	563,700
	8	219,900	286,100	340,700	425,600	566,200
	9	222,200	288,900	344,300	427,900	568,700
	10	224,600	291,800	347,600	430,400	570,600
	11	227,000	294,700	350,900	432,900	572,500
	12	229,400	297,600	354,200	435,400	574,400
	13	231,700	300,200	357,500	437,700	576,200
	14	234,100	302,800	360,000	440,000	577,700
	15	236,500	305,300	362,600	442,400	579,200
	16	238,900	307,800	365,200	444,800	580,700
	17	241,100	310,200	367,900	447,300	582,200
	18	244,200	313,000	370,200	449,700	583,200
	19	247,300	315,800	372,500	452,100	584,200
	20	250,400	318,600	374,800	454,500	585,200
	21	253,500	321,200	377,000	457,000	586,300
	22	256,600	324,000	379,100	459,400	
	23	259,700	326,800	381,200	461,800	
	24	262,800	329,600	383,300	464,200	
	25	265,800	332,100	385,300	466,700	
	26	268,800	334,600	387,200	469,100	
	27	271,800	337,100	389,100	471,500	
	28	274,800	339,600	391,000	473,900	
	29	277,800	342,000	393,000	476,300	
	30	280,500	344,200	394,800	478,700	
	31	283,200	346,400	396,600	481,000	
	32	285,900	348,600	398,400	483,400	
	33	288,500	350,900	400,200	485,800	
	34	291,400	353,200	402,000	488,100	
	35	294,200	355,500	403,800	490,400	
	36	297,000	357,800	405,600	492,700	
	37	299,800	359,900	407,200	495,000	
	38	302,100	362,000	408,900	497,000	
	39	304,400	364,100	410,600	499,000	
	40	306,700	366,100	412,300	501,000	

	41	308,900	368,100	414,000	503,100
	42	310,100	370,000	415,700	505,000
	43	311,300	371,900	417,400	506,900
	44	312,500	373,800	419,100	508,800
	45	313,600	375,800	420,600	510,800
	46	314,800	377,600	422,200	512,700
	47	316,000	379,400	423,800	514,600
	48	317,200	381,200	425,400	516,500
	49	318,200	383,100	427,000	518,500
	50	319,300	384,900	428,300	520,300
	51	320,400	386,700	429,600	522,200
	52	321,500	388,500	430,900	524,100
	53	322,700	390,100	432,100	526,100
	54	323,800	391,700	433,200	527,800
	55	324,900	393,300	434,300	529,500
	56	326,000	394,900	435,400	531,200
	57	327,100	396,300	436,600	533,000
	58	328,200	397,800	437,700	534,300
	59	329,300	399,300	438,800	535,600
	60	330,300	400,800	439,800	536,900
	61	331,400	402,200	440,900	538,200
	62	332,500	403,700	442,000	539,200
	63	333,600	405,200	443,100	540,200
	64	334,700	406,700	444,200	541,200
	65	335,700	408,100	445,200	542,000
	66	336,800	409,300	446,200	542,900
	67	337,900	410,500	447,200	543,800
	68	339,000	411,700	448,200	544,700
	69	340,000	412,900	449,300	545,600
	70	341,100	413,900	450,300	546,500
	71	342,200	414,900	451,300	547,400
	72	343,300	415,900	452,300	548,300
	73	344,200	416,900	453,400	549,200
	74	345,200	417,800	454,400	550,100
	75	346,200	418,600	455,400	551,000
	76	347,200	419,500	456,400	551,900
	77	348,300	420,200	457,400	552,800
	78	349,300	420,800	458,100	
	79	350,300	421,400	458,800	
	80	351,300	422,000	459,500	
	81	352,300	422,600	460,300	
	82	353,300	423,200	461,000	
	83	354,300	423,800	461,700	
	84	355,300	424,400	462,400	
	85	356,200	424,900	462,900	
	86	356,900	425,500	463,600	
	87	357,600	426,100	464,300	
	88	358,300	426,700	465,000	

再任
用職
員以
外の
職員

89	359,100	427,200	465,500		
90	359,700	427,800			
91	360,300	428,400			
92	360,900	429,000			
93	361,500	429,400			
94	362,000	429,900			
95	362,500	430,400			
96	363,000	430,900			
97	363,600	431,500			
98	364,100	432,000			
99	364,600	432,500			
100	365,100	433,000			
101	365,600	433,600			
102	366,100	434,100			
103	366,600	434,600			
104	367,100	435,100			
105	367,700	435,700			
106	368,200				
107	368,700				
108	369,200				
109	369,800				
110	370,300				
111	370,800				
112	371,300				
113	371,900				
114	372,400				
115	372,900				
116	373,400				
117	373,900				
118	374,400				
119	374,900				
120	375,400				
121	375,900				
122	376,400				
123	376,900				
124	377,400				
125	377,900				
126	378,400				
127	378,900				
128	379,400				
129	379,900				
再任用職員	286,700	299,000	321,600	408,000	546,000

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職 員 の 区 分	職務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円
	1	171,100	205,800	265,400
	2	173,700	207,900	268,500
	3	176,300	210,000	271,600
	4	179,000	212,100	274,700
	5	181,700	214,000	277,800
	6	184,500	216,100	280,700
	7	187,300	218,200	283,600
	8	190,200	220,300	286,400
	9	193,100	222,500	289,100
	10	196,100	224,900	292,000
	11	199,000	227,300	294,900
	12	201,900	229,700	297,800
	13	204,600	231,900	300,200
	14	206,300	234,200	302,800
	15	208,000	236,500	305,300
	16	209,700	238,800	307,800
	17	211,400	241,200	310,400
	18	213,200	244,300	313,600
	19	215,000	247,400	316,800
	20	216,800	250,500	320,000
	21	218,700	253,500	323,000
	22	220,700	256,600	326,100
	23	222,700	259,700	329,200
	24	224,700	262,800	332,300
	25	226,500	265,800	335,500
	26	228,500	268,800	338,500
	27	230,500	271,800	341,500
	28	232,500	274,800	344,500
	29	234,300	277,800	347,400
	30	236,300	280,300	350,000
	31	238,300	282,800	352,600
	32	240,300	285,300	355,200
	33	242,300	287,700	357,800
	34	244,400	290,300	360,000
	35	246,500	292,800	362,300
	36	248,600	295,300	364,600
	37	250,600	297,600	366,900
	38	252,600	300,100	369,200
	39	254,600	302,600	371,500
	40	256,600	305,100	373,800
	41	258,400	307,500	376,100
	42	259,800	309,900	378,200
	43	261,200	312,300	380,300
	44	262,600	314,700	382,400

	45	263,900	316,900	384,400
	46	265,200	319,400	386,400
	47	266,400	321,900	388,400
	48	267,600	324,400	390,400
	49	268,700	326,900	392,200
	50	270,000	329,300	394,000
	51	271,300	331,600	395,800
	52	272,600	334,000	397,600
	53	273,800	336,300	399,100
	54	275,000	338,300	400,900
	55	276,200	340,300	402,700
	56	277,400	342,300	404,500
	57	278,500	344,300	406,100
	58	279,900	346,300	407,800
	59	281,300	348,300	409,500
	60	282,700	350,300	411,200
	61	283,900	352,200	412,700
	62	285,300	354,100	414,300
	63	286,700	356,000	415,900
	64	288,100	357,900	417,500
	65	289,300	359,900	419,200
	66	290,600	361,800	420,500
	67	291,900	363,700	421,800
	68	293,200	365,500	423,100
再任 用職 員以 外の 職員	69	294,600	367,200	424,200
	70	295,700	369,000	425,300
	71	296,800	370,800	426,400
	72	297,900	372,600	427,500
	73	299,100	374,400	428,400
	74	300,200	376,100	429,400
	75	301,300	377,800	430,400
	76	302,400	379,500	431,400
	77	303,300	381,200	432,500
	78	304,300	382,900	433,500
	79	305,300	384,600	434,500
	80	306,300	386,300	435,500
	81	307,100	387,900	436,300
	82	308,000	389,500	437,200
	83	308,900	391,100	438,100
	84	309,800	392,700	438,900
	85	310,800	394,100	439,900
	86	311,700	395,600	440,800
	87	312,600	397,100	441,700
	88	313,500	398,600	442,600
	89	314,400	400,100	443,600
	90	315,200	401,400	444,200
	91	316,000	402,700	444,800
	92	316,800	404,000	445,400
	93	317,500	405,100	445,900
	94	318,200	406,200	446,500
	95	318,900	407,300	447,100
	96	319,600	408,400	447,700
	97	320,300	409,300	448,100
	98	320,800	410,300	448,700
	99	321,300	411,300	449,300
	100	321,800	412,300	449,900

101	322,300	413,400	450,300
102	322,800	414,400	
103	323,300	415,400	
104	323,800	416,400	
105	324,300	417,200	
106	324,800	418,000	
107	325,300	418,900	
108	325,800	419,800	
109	326,200	420,800	
110	326,700	421,700	
111	327,200	422,600	
112	327,700	423,500	
113	328,100	424,500	
114	328,600	425,100	
115	329,100	425,700	
116	329,600	426,300	
117	330,000	426,800	
118	330,400	427,400	
119	330,900	428,000	
120	331,400	428,600	
121	331,700	429,000	
122	332,200	429,600	
123	332,700	430,200	
124	333,200	430,800	
125	333,500	431,200	
126	334,000		
127	334,500		
128	335,000		
129	335,300		
130	335,800		
131	336,300		
132	336,800		
133	337,100		
134	337,600		
135	338,100		
136	338,600		
137	338,900		
138	339,300		
139	339,700		
140	340,100		
141	340,600		
再任用職員	251,000	298,300	316,500

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

研究職俸給表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300	534,600
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200	537,800
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100	541,000
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900	544,200
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,600	547,400
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,500	549,900
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	409,400	552,400
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	412,300	554,900
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	415,000	557,400
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,800	559,200
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	420,600	561,100
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	423,400	563,000
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	426,300	564,800
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	429,100	566,200
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,900	567,600
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,700	569,000
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	437,600	570,300
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	440,300	571,200
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	443,100	572,100
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	445,900	573,000
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	448,800	574,000
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	451,500	
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	454,200	
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	456,900	
	25	176,900	245,100	336,500	381,000	459,700	
	26	179,000	247,800	338,400	383,000	462,300	
	27	181,100	250,500	340,300	385,000	464,900	
	28	183,200	253,200	342,200	387,000	467,500	
	29	185,200	256,000	344,200	388,900	470,100	
	30	187,000	258,400	345,900	390,900	472,700	
	31	188,800	260,800	347,600	392,900	475,300	
	32	190,600	263,200	349,300	394,900	477,900	
	33	192,400	265,200	350,800	396,700	480,200	
	34	194,300	267,700	352,300	398,500	482,700	
	35	196,200	270,100	353,800	400,200	485,200	
	36	198,100	272,500	355,300	402,000	487,700	

	37	199,800	274,700	356,700	403,700	490,300
	38	201,700	276,600	358,100	405,300	492,800
	39	203,600	278,500	359,500	406,900	495,300
	40	205,500	280,400	360,900	408,500	497,800
	41	207,500	282,100	362,100	410,100	500,400
	42	209,400	283,400	363,400	411,700	502,700
	43	211,300	284,700	364,700	413,300	505,000
	44	213,200	286,000	365,900	414,900	507,300
	45	215,100	287,000	367,200	416,500	509,400
	46	217,100	288,300	368,500	418,100	511,000
	47	219,100	289,600	369,800	419,700	512,600
	48	221,100	290,900	371,100	421,300	514,200
	49	222,900	292,300	372,200	422,700	515,900
	50	224,900	293,600	373,500	424,200	517,400
	51	226,900	294,900	374,800	425,700	518,800
	52	228,900	296,200	376,100	427,200	520,300
	53	230,700	297,400	377,200	428,700	521,600
	54	232,700	298,700	378,300	430,100	522,800
	55	234,700	300,000	379,400	431,500	524,000
	56	236,700	301,300	380,500	432,900	525,200
	57	238,400	302,400	381,400	434,100	526,400
	58	239,900	303,600	382,300	435,500	527,400
	59	241,300	304,800	383,200	436,900	528,400
再任職員以外の職員	60	242,800	306,000	384,100	438,300	529,400
	61	244,100	307,100	384,800	439,400	530,500
	62	245,500	308,200	385,700	440,400	531,400
	63	246,900	309,300	386,600	441,400	532,300
	64	248,300	310,400	387,500	442,400	533,200
	65	249,800	311,600	388,200	443,300	534,200
	66	251,200	312,700	389,000	444,200	535,100
	67	252,600	313,800	389,800	445,100	536,000
	68	254,000	314,900	390,600	446,000	536,900
	69	255,300	316,100	391,400	446,700	537,900
	70	256,800	317,200	392,100	447,600	538,800
	71	258,300	318,300	392,800	448,500	539,700
	72	259,800	319,400	393,500	449,400	540,600
	73	261,200	320,500	394,300	450,100	541,600
	74	262,600	321,600	395,000		
	75	264,000	322,700	395,700		
	76	265,400	323,800	396,400		
	77	266,500	324,900	397,200		
	78	267,800	325,900	397,900		
	79	269,100	326,900	398,600		
	80	270,400	327,900	399,300		

81	271,800	329,000	400,000			
82	273,100	329,800	400,700			
83	274,400	330,500	401,400			
84	275,700	331,300	402,100			
85	276,900	332,200	402,700			
86	278,200	332,800	403,400			
87	279,500	333,400	404,100			
88	280,800	334,000	404,800			
89	281,900	334,400	405,400			
90	283,100	335,000				
91	284,300	335,600				
92	285,500	336,200				
93	286,600	336,600				
94	287,600	337,100				
95	288,600	337,600				
96	289,600	338,100				
97	290,400	338,700				
98	291,300	339,200				
99	292,200	339,700				
100	293,100	340,200				
101	294,000	340,800				
102	294,700	341,300				
103	295,400	341,800				
104	296,100	342,300				
105	296,900	342,900				
106	297,400	343,400				
107	297,900	343,900				
108	298,400	344,400				
109	298,900	345,000				
110	299,300	345,500				
111	299,700	346,000				
112	300,100	346,500				
113	300,500	347,100				
114	300,900	347,600				
115	301,300	348,100				
116	301,700	348,600				
117	302,100	349,200				
118	302,500	349,700				
119	302,900	350,200				
120	303,300	350,700				
121	303,600	351,300				
再任用職員	216,500	262,200	288,300	332,000	392,300	534,600

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表

ロ 医療職俸給表(二)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,900	445,600
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	378,600	448,200
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	381,300	450,800
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	384,000	453,400
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	386,600	456,000
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	389,300	458,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	392,000	461,200
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,700	463,800
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	397,300	466,500
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,700	469,100
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	402,200	471,700
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	404,700	474,300
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,600	407,000	476,900
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,700	409,200	478,400
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,800	411,400	479,800
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,900	413,600	481,300
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,900	415,700	482,900
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	365,000	417,800	484,400
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	367,000	419,900	485,900
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	369,100	422,000	487,400
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	371,000	423,900	489,000
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	373,100	425,500	490,500
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	375,200	427,100	492,000
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	377,300	428,700	493,500
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	379,200	430,300	495,100
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	381,100	431,600	496,600
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	383,000	432,900	498,100
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,900	434,200	499,600
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	339,100	386,700	435,600	501,200
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	341,000	388,500	436,900	502,400
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,900	390,300	438,200	503,600
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,800	392,100	439,400	504,800
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,600	393,700	440,800	506,100
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,500	395,000	442,100	507,100
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	350,400	396,300	443,400	508,100
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	352,300	397,600	444,700	509,100

	37	197,500	236,400	273,200	305,200	354,100	398,700	446,100	510,100
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,800	399,900	446,900	
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,500	401,100	447,700	
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	359,200	402,300	448,500	
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,800	403,400	449,100	
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	362,100	404,200	449,900	
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	363,400	405,000	450,700	
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,700	405,800	451,500	
	45	207,500	248,600	286,800	318,700	365,900	406,400	452,100	
	46	208,600	250,200	288,500	320,300	367,100	407,100	452,900	
	47	209,700	251,800	290,200	321,900	368,300	407,800	453,700	
	48	210,800	253,400	291,900	323,500	369,500	408,500	454,500	
	49	211,900	255,000	293,400	325,000	370,700	409,300	455,100	
	50	212,900	256,400	295,000	326,300	371,700	410,000	455,900	
	51	213,900	257,800	296,600	327,600	372,700	410,700	456,700	
	52	214,900	259,200	298,200	328,900	373,700	411,400	457,500	
	53	215,700	260,500	299,600	330,000	374,500	412,100	458,100	
	54	216,700	261,900	301,100	331,000	375,400	412,800		
	55	217,600	263,300	302,600	332,100	376,300	413,500		
再任用職員以外の職員	56	218,600	264,700	304,100	333,200	377,200	414,200		
	57	219,500	265,800	305,700	334,100	378,000	414,800		
	58	220,400	267,100	307,100	335,100	378,800	415,500		
	59	221,300	268,400	308,500	336,100	379,600	416,200		
	60	222,200	269,700	309,900	337,100	380,400	416,900		
	61	223,200	270,800	311,200	337,900	381,000	417,400		
	62	224,200	272,100	312,500	338,600	381,700	418,000		
	63	225,200	273,400	313,800	339,300	382,400	418,700		
	64	226,300	274,700	315,100	340,000	383,100	419,400		
	65	227,000	275,900	316,500	340,700	383,700	419,900		
	66	227,900	277,000	317,300	341,400	384,400			
	67	228,800	278,100	318,100	342,100	385,100			
	68	229,700	279,200	318,900	342,800	385,800			
	69	230,400	280,300	319,800	343,500	386,300			
	70	231,100	281,400	320,600	344,100	386,900			
	71	231,800	282,500	321,400	344,700	387,500			
72	232,500	283,600	322,200	345,300	388,100				
73	233,300	284,700	323,000	345,800	388,800				
74	234,100	285,500	323,600	346,400	389,400				
75	234,900	286,300	324,200	347,000	390,000				
76	235,700	287,100	324,800	347,600	390,600				
77	236,300	287,900	325,500	348,100	391,300				
78	236,900	288,500	326,000	348,600	391,900				
79	237,500	289,100	326,500	349,100	392,500				
80	238,100	289,700	327,000	349,600	393,100				

81	238,600	290,400	327,600	350,000	393,800				
82	239,000	290,900	328,100	350,400	394,400				
83	239,400	291,400	328,600	350,800	395,000				
84	239,800	291,900	329,100	351,200	395,600				
85	240,300	292,300	329,700	351,700	396,300				
86		292,600	330,100	352,100					
87		292,900	330,400	352,500					
88		293,200	330,800	352,900					
89		293,600	331,300	353,400					
90		293,900	331,700	353,800					
91		294,200	332,100	354,200					
92		294,500	332,500	354,600					
93		294,900	333,000	355,100					
94		295,200	333,400	355,500					
95		295,500	333,800	355,900					
96		295,800	334,200	356,300					
97		296,200	334,400	356,800					
98		296,500	334,800	357,200					
99		296,800	335,200	357,600					
100		297,100	335,600	358,000					
101		297,500	335,800	358,500					
102		297,800	336,200	358,900					
103		298,100	336,600	359,300					
104		298,400	337,000	359,700					
105		298,700	337,200	360,200					
106			337,600						
107			338,000						
108			338,400						
109			338,600						
110			339,000						
111			339,400						
112			339,800						
113			340,000						
再任用職員	187,500	214,400	246,800	260,400	286,800	328,700	372,100	435,500	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	379,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,800
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	384,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	387,200
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	389,800
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	392,300
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	394,800
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	397,300
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,500	399,600
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,600	402,000
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,700	404,400
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,800	406,800
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	358,000	409,200
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	360,100	411,400
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	362,200	413,600
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	364,300	415,800
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	366,400	417,900
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,500	420,100
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,600	422,300
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,700	424,500
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,900	426,500
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	377,100	428,400
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	379,300	430,300
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,500	432,200
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,500	434,000
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,500	435,700
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,500	437,400
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,500	439,000
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,600	391,500	440,500
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	337,200	393,400	442,100
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,800	395,300	443,700
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	340,400	397,200	445,300
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	342,100	398,900	447,000
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,700	400,700	448,600
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	345,300	402,500	450,200
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,900	404,300	451,800
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,600	406,200	453,300
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	350,200	408,000	454,800
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,800	409,800	456,300
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	353,400	411,600	457,800

	41	217,500	245,600	288,400	316,300	355,000	413,300	459,100
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,600	415,000	460,000
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	358,200	416,700	460,900
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,800	418,300	461,800
	45	223,100	250,600	294,600	322,300	361,400	419,800	462,800
	46	224,600	252,000	296,100	323,800	362,900	421,400	463,700
	47	226,100	253,400	297,600	325,300	364,400	423,000	464,600
	48	227,600	254,800	299,100	326,800	365,800	424,600	465,500
	49	228,900	256,200	300,500	328,100	367,300	426,300	466,500
	50	230,300	257,700	301,900	329,500	368,700	427,900	467,300
	51	231,700	259,100	303,300	330,800	370,100	429,500	468,100
	52	233,100	260,500	304,700	332,200	371,500	431,100	468,900
	53	234,400	262,000	306,200	333,700	373,000	432,600	469,800
	54	235,700	263,600	307,600	335,100	374,200	434,100	470,600
	55	237,000	265,200	309,000	336,500	375,400	435,600	471,400
	56	238,300	266,700	310,400	337,900	376,600	437,100	472,200
	57	239,500	268,300	311,800	339,100	377,900	438,400	473,100
	58	240,800	269,900	313,200	340,500	378,900	439,300	
	59	242,000	271,500	314,600	341,900	379,900	440,200	
	60	243,300	273,100	316,000	343,300	380,900	441,100	
	61	244,500	274,700	317,200	344,500	381,700	442,000	
	62	245,800	276,200	318,500	345,800	382,500	442,900	
	63	247,100	277,700	319,800	347,100	383,300	443,800	
	64	248,400	279,200	321,100	348,400	384,100	444,700	
	65	249,600	280,800	322,400	349,600	385,000	445,600	
	66	250,900	282,300	323,700	350,800	385,800	446,400	
	67	252,300	283,800	325,000	352,000	386,600	447,200	
	68	253,700	285,300	326,300	353,200	387,400	448,000	
	69	254,800	286,600	327,400	354,200	388,200	448,800	
	70	256,100	288,100	328,600	355,300	388,900		
	71	257,400	289,600	329,800	356,400	389,600		
	72	258,700	291,100	330,900	357,500	390,300		
	73	260,100	292,400	332,200	358,500	391,100		
	74	261,400	293,800	333,400	359,600	391,700		
	75	262,700	295,200	334,600	360,700	392,300		
	76	264,000	296,600	335,800	361,800	392,900		
	77	265,100	298,100	337,000	362,700	393,500		
	78	266,300	299,400	338,200	363,500	394,100		
	79	267,600	300,700	339,400	364,300	394,700		
	80	268,900	302,000	340,600	365,100	395,300		
	81	270,000	303,100	341,700	365,800	395,800		
	82	271,100	304,400	342,800	366,400	396,400		
	83	272,200	305,700	343,900	367,000	397,000		
	84	273,300	307,000	345,000	367,600	397,600		
再任 用職員 以外 の職員	85	274,200	308,100	346,100	368,300	398,100		
	86	275,300	309,300	347,100	368,900	398,700		
	87	276,400	310,500	348,100	369,500	399,300		
	88	277,500	311,700	349,100	370,100	399,900		

89	278,600	313,000	350,200	370,600	400,400
90	279,600	314,200	351,000	371,200	401,000
91	280,600	315,400	351,800	371,800	401,600
92	281,600	316,600	352,600	372,400	402,200
93	282,600	317,800	353,400	372,900	402,700
94	283,600	318,600	354,100	373,400	
95	284,600	319,400	354,800	373,900	
96	285,600	320,200	355,500	374,400	
97	286,700	320,900	356,000	375,000	
98	287,600	321,600	356,500	375,500	
99	288,500	322,300	357,000	376,000	
100	289,400	323,000	357,500	376,500	
101	290,200	323,500	358,100	377,100	
102	291,000	324,100	358,600	377,600	
103	291,800	324,700	359,100	378,100	
104	292,600	325,300	359,600	378,600	
105	293,300	325,700	360,200	379,200	
106	293,800	326,200	360,700	379,700	
107	294,300	326,700	361,200	380,200	
108	294,800	327,200	361,700	380,700	
109	295,300	327,700	362,200	381,300	
110	295,700	328,100	362,700	381,800	
111	296,100	328,500	363,200	382,300	
112	296,500	328,900	363,700	382,800	
113	296,900	329,300	364,200	383,400	
114	297,300	329,700	364,700		
115	297,700	330,100	365,200		
116	298,100	330,400	365,600		
117	298,400	330,700	366,000		
118	298,800	331,100	366,500		
119	299,200	331,500	367,000		
120	299,600	331,900	367,500		
121	299,900	332,100	367,900		
122	300,300	332,500	368,400		
123	300,700	332,900	368,900		
124	301,100	333,300	369,400		
125	301,300	333,600	369,800		
126	301,700	334,000			
127	302,100	334,400			
128	302,500	334,800			
129	302,700	335,100			
130	303,100	335,500			
131	303,500	335,900			
132	303,900	336,300			
133	304,100	336,600			
134	304,500	337,000			
135	304,900	337,400			
136	305,300	337,800			

137	305,500	338,100						
138	305,900	338,500						
139	306,300	338,900						
140	306,700	339,300						
141	306,900	339,600						
142	307,300	340,000						
143	307,700	340,400						
144	308,100	340,800						
145	308,300	341,100						
146	308,700	341,500						
147	309,100	341,900						
148	309,500	342,300						
149	309,700	342,600						
150	310,000	343,000						
151	310,300	343,400						
152	310,600	343,800						
153	311,000	344,100						
154	311,300							
155	311,600							
156	311,900							
157	312,300							
158	312,600							
159	312,900							
160	313,200							
161	313,600							
162	313,900							
163	314,200							
164	314,500							
165	314,900							
166	315,200							
167	315,500							
168	315,800							
169	316,200							
再任用職員	234,100	258,900	266,300	276,800	294,000	332,100	378,200	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

福祉職俸給表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	148,600	198,700	247,100	271,400	320,600	366,200
	2	149,800	200,500	249,000	273,600	322,900	368,800
	3	151,000	202,300	250,900	275,800	325,200	371,400
	4	152,200	204,100	252,800	278,000	327,500	374,000
	5	153,200	205,800	254,400	280,200	329,800	376,600
	6	154,700	207,600	256,200	282,500	331,900	379,200
	7	156,100	209,400	258,000	284,800	334,100	381,800
	8	157,500	211,200	259,900	287,100	336,300	384,400
	9	158,800	213,100	261,400	289,200	338,600	387,000
	10	160,200	214,600	263,200	291,500	340,800	389,700
	11	161,600	216,100	265,000	293,800	343,000	392,400
	12	163,100	217,600	266,700	296,100	345,200	395,100
	13	164,600	219,200	268,300	298,200	347,200	397,700
	14	166,100	220,800	270,200	300,500	349,300	400,000
	15	167,600	222,400	272,100	302,800	351,400	402,400
	16	169,100	224,000	274,000	305,100	353,500	404,800
	17	170,700	225,600	275,800	307,300	355,700	407,100
	18	172,500	227,300	277,700	309,600	357,700	409,200
	19	174,200	229,000	279,600	311,900	359,700	411,300
	20	175,900	230,700	281,500	314,200	361,700	413,400
	21	177,500	232,100	283,200	316,400	363,800	415,500
	22	179,200	233,900	285,000	318,600	365,700	417,500
	23	180,900	235,700	286,800	320,800	367,700	419,500
	24	182,600	237,500	288,600	323,000	369,700	421,500
	25	184,200	239,100	290,500	325,200	371,800	423,600
	26	186,000	241,000	292,300	327,300	373,800	425,200
	27	187,800	242,900	294,100	329,400	375,800	426,800
	28	189,600	244,800	295,900	331,400	377,800	428,400
	29	191,400	246,400	297,600	333,500	379,800	430,100
	30	192,900	248,200	299,300	335,600	381,700	431,400
	31	194,400	249,900	301,000	337,700	383,600	432,700
	32	195,900	251,700	302,700	339,800	385,500	434,000
	33	197,400	253,400	304,400	341,700	387,300	435,300
	34	198,700	255,100	306,000	343,700	389,000	436,600
	35	200,000	256,800	307,600	345,700	390,700	437,900
	36	201,300	258,500	309,200	347,700	392,400	439,100

	37	202,700	260,100	310,900	349,600	394,100	440,400
	38	204,100	262,000	312,500	351,500	395,300	441,300
	39	205,500	263,900	314,100	353,400	396,500	442,200
	40	206,900	265,700	315,700	355,300	397,700	443,100
	41	208,100	267,400	317,300	357,200	398,900	443,900
	42	209,400	269,100	318,900	359,000	400,100	444,700
	43	210,700	270,800	320,500	360,800	401,300	445,500
	44	212,000	272,500	322,100	362,600	402,500	446,300
	45	213,100	274,200	323,600	364,500	403,500	447,100
	46	214,400	275,900	324,800	365,900	404,200	447,900
	47	215,700	277,600	326,000	367,400	404,900	448,700
	48	217,000	279,300	327,200	368,900	405,600	449,500
	49	218,100	280,900	328,300	370,400	406,400	450,100
	50	219,400	282,500	329,300	371,600	407,100	450,900
	51	220,700	284,100	330,200	372,800	407,800	451,700
	52	222,000	285,700	331,200	374,000	408,500	452,500
	53	222,900	287,400	332,100	375,000	409,300	453,100
	54	224,200	288,900	332,900	375,900	410,000	453,900
	55	225,400	290,400	333,700	376,800	410,700	454,700
	56	226,700	291,900	334,500	377,700	411,400	455,500
	57	227,700	293,500	335,400	378,700	412,100	456,100
	58	228,900	295,000	336,100	379,500	412,800	456,900
	59	230,100	296,500	336,800	380,300	413,500	457,700
	60	231,300	298,000	337,500	381,100	414,200	458,500
	61	232,500	299,300	338,000	382,000	414,800	459,100
	62	233,700	300,800	338,600	382,700	415,500	
	63	234,900	302,300	339,200	383,400	416,200	
	64	236,100	303,800	339,800	384,100	416,900	
	65	237,300	305,100	340,200	384,800	417,400	
	66	238,500	306,400	340,700	385,500	418,000	
	67	239,700	307,700	341,200	386,200	418,700	
	68	240,900	309,000	341,700	386,900	419,400	
	69	241,900	310,200	342,200	387,400	419,900	
	70	243,000	311,400	342,700	388,100	420,600	
	71	244,100	312,600	343,200	388,800	421,300	
	72	245,200	313,800	343,700	389,500	422,000	
	73	246,100	315,100	344,200	390,000	422,500	
	74	247,200	315,800	344,700	390,700	423,200	
	75	248,300	316,500	345,200	391,400	423,900	
再任 用職員 以外の 職員	76	249,400	317,200	345,700	392,100	424,600	
	77	250,400	318,000	346,100	392,600	425,100	
	78	251,400	318,700	346,600	393,300		
	79	252,400	319,400	347,100	394,000		
	80	253,400	320,100	347,600	394,700		

81	254,400	320,600	347,900	395,200
82	255,400	321,200	348,400	395,900
83	256,400	321,800	348,900	396,600
84	257,400	322,400	349,400	397,300
85	258,300	322,900	349,700	397,800
86	259,200	323,300	350,200	398,500
87	260,100	323,700	350,700	399,200
88	261,000	324,100	351,200	399,900
89	261,700	324,600	351,500	400,400
90	262,500	325,000	351,900	401,100
91	263,300	325,400	352,300	401,800
92	264,100	325,800	352,700	402,500
93	265,000	326,300	353,200	403,000
94	265,700	326,700		
95	266,300	327,100		
96	267,000	327,500		
97	267,700	328,000		
98	268,400	328,400		
99	269,100	328,800		
100	269,800	329,200		
101	270,300	329,600		
102	270,800	330,000		
103	271,300	330,300		
104	271,800	330,700		
105	272,100	331,100		
106	272,500	331,500		
107	272,900	331,900		
108	273,300	332,300		
109	273,800	332,700		
110	274,200	333,100		
111	274,600	333,500		
112	275,000	333,900		
113	275,300	334,300		
114	275,700	334,700		
115	276,100	335,100		
116	276,500	335,500		
117	276,800	335,800		
118	277,200	336,200		
119	277,600	336,600		
120	278,000	337,000		
121	278,200	337,200		
122	278,600			
123	279,000			
124	279,400			

125	279,600						
126	280,000						
127	280,400						
128	280,800						
129	281,000						
130	281,400						
131	281,800						
132	282,200						
133	282,400						
134	282,800						
135	283,200						
136	283,600						
137	283,800						
138	284,100						
139	284,400						
140	284,700						
141	285,100						
142	285,400						
143	285,700						
144	286,000						
145	286,400						
146	286,700						
147	287,000						
148	287,300						
149	287,600						
150	287,900						
151	288,200						
152	288,500						
153	288,800						
再任用職員	200,300	244,100	258,700	293,200	320,600	363,600	

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

専門スタッフ職俸給表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円
	1	330,200	434,500	490,800
	2	332,300	438,900	496,500
	3	334,400	443,400	502,200
	4	336,500	447,900	507,800
	5	338,600	452,300	513,400
	6	340,700	456,500	518,700
	7	342,800	460,500	524,100
	8	344,900	464,200	529,000
	9	347,000	467,900	533,000
	10	349,100	471,300	536,000
	11	351,200	474,300	538,900
	12	353,300	477,100	541,600
	13	355,400	479,600	543,800
	14	357,400	482,000	545,900
	15	359,400	484,300	547,800
	16	361,400	486,100	549,600
	17	363,400	487,600	551,300
	18	365,300	489,000	552,900
	19	367,100	490,400	554,500
	20	369,000	491,800	556,100
	21	370,900	493,200	557,700
	22	372,800	494,500	
	23	374,700	495,800	
	24	376,600		
	25	378,500		
	26	380,300		
	27	382,100		
	28	383,900		
	29	385,700		
	30	387,500		
	31	389,300		
	32	391,100		
	33	392,900		
	34	394,500		
	35	396,100		
	36	397,700		
再任 用職 員以 外の 職員	37	399,300		
	38	400,400		
	39	401,500		
	40	402,600		
	41	403,700		
	42	404,800		
	43	405,900		
	44	407,000		
	45	408,100		

46	408,700		
47	409,300		
48	409,900		
49	410,500		
50	411,100		
51	411,700		
52	412,300		
53	412,900		
54	413,500		
55	414,100		
56	414,700		
57	415,200		
58	415,700		
59	416,200		
60	416,700		
61	417,200		
62	417,700		
63	418,100		
64	418,600		
65	419,100		
66	419,600		
67	420,100		
68	420,600		
69	421,100		
70	421,600		
71	422,100		
72	422,600		
73	423,100		
74	423,600		
75	424,100		
76	424,600		
77	425,100		
再任用職員	330,200	434,500	490,800

備考 この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

指定職俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	726,000
2	782,000
3	840,000
4	919,000
5	991,000
6	1,063,000
7	1,138,000
8	1,207,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別記第 2

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	399,000
2	460,000
3	523,000
4	609,000
5	709,000
6	810,000

別記第 3

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	376,000
2	425,000
3	478,000
4	544,000
5	621,000
6	726,000
7	850,000

公務員人事管理に関する報告

社会経済情勢が大きく変動している中で、行政や公務員が果たすべき役割・機能はその領域や質の変化を伴いつつ、一方でその重要性は増大している。国民の期待にこたえ、有効な行政施策を推進することのできる公務員制度の実現に向けて、政と官の役割分担の在り方が問い直されるとともに、能力・資質を高めるためのより競争的な人材の選抜・育成、能力・実績に基づく人事管理の徹底、勤務環境の整備などが喫緊の課題となっている。

以下においては、公務員制度改革に関する本院の基本認識を示すとともに、公務員人事管理に関する主な個別課題について、本院の取組の方向等を報告する。

第1 公務員制度改革に関する基本認識

1 本院の基本認識と取組

本院は、公務員制度改革に当たって、全体の奉仕者として高い専門性を持って職務を遂行するという職業公務員制度の基本を生かしつつ、制度及び運用の一体的な改革を進めるとともに、併せて、公務員が使命感を持って全力で職務に取り組むよう意識改革を徹底することが肝要であると考えている。

こうした考えの下、人事行政の中立・公正性の確保及び労働基本権制約の代償という役割を担う中立第三者機関・専門機関として、これまで、公

務及び公務員に対する国民の信頼の回復を目指し、能力・実績に基づく人事管理の推進、適切な処遇の実現など人事管理システムの再構築に努めてきた。今後、引き続き時代の要請に対応した改革の実現に向けてその使命・責務を適切に果たしていきたい。

2 政官関係と公務員制度や公務員の役割

(1) 現状認識

社会のグローバル化の進展や経済の停滞が続く中、行政の失敗とされる数々の施策、不祥事による公務員への不信の高まりなどを背景として、機動的に重要な諸課題に対応するため、政治主導、内閣主導の要請が高まり、幹部人事の一元管理に加えて政官の接触の在り方などについて議論がなされている。

この問題に関しては、政と官の役割分担と公務員の行動原理を明確にすることが必要となる。

(2) 公務員人事管理の中立・公正性確保の意義

近代公務員制度においては、行政の継続性・専門性を確保するため、職業公務員を能力本位で任免するというメリット・システム（成績主義の原則）が歴史的に確立され、公務員人事における大臣等のリーダーシップも、その原則の下で情実人事を排除し、中立・公正性を確保しつつ行使することとなっている。

すなわち、時々の内閣、大臣等を誠実に補佐することができる政治的に中立な職業公務員制度が維持されることによって、法律や予算の個別の執行に関する不透明な要請や働きかけが行われたり、政治に遠慮して

職業公務員として必要な専門的助言・進言を躊躇したりするという弊害が防止されることとなる。

現行国家公務員法においては、公務員人事管理の中立・公正性を確保するための制度的な保障措置として、内閣から独立性を有する第三者機関である本院が、任用の基準設定、採用試験や全体の奉仕者育成のための研修の企画立案及び実施などの役割を担っているところである。

本院としては、公務員制度改革の議論においても、このような国家公務員制度の基本原則に十分留意した議論が行われる必要があると考えている。

(3) 応答性と専門性の確保

公務員には、行政部内の政策執行過程、政策立案過程において、内閣や大臣等の指導・監督の下で、法律や予算の執行を公正に担うことが求められるとともに、所管行政分野において大臣等に対して適時適切に専門家として行政上の課題を提起し、政策の企画立案について助言・進言するなど、誠実に補佐する役割が課されている。

このような政治と公務員の役割分担を前提として、示された政治の意向に対し公務員側の十分な対応能力を確保することの要請が強まっているが、内閣と価値観を共有し、政治的応答性の高い役割を担う特別職の政治任用グループと、メリット・システムの下でこの対応能力の確保が求められる一般職である職業公務員のグループとは区分して議論する必要があると考える。

また、政治の意向に対し特に対応能力を必要とされる幹部公務員の在り方を考える際には、大臣規範と国家公務員規範によって職業公務員の

政治的中立性を規定しているイギリスの例なども参考にしつつ、公務員人事管理の中立・公正性を確保し、情実人事を排除する仕組み等を含め、議院内閣制の下での政治と職業公務員の関係について十分な検討が行われることが必要である。

3 労働基本権問題に関する基本的な考え方

(1) 政府における検討の状況

国家公務員の労働基本権の在り方の見直しについては、国家公務員制度改革基本法（基本法）に基づき、現在、国家公務員制度改革推進本部の労使関係制度検討委員会（座長：今野浩一郎学習院大学教授）において様々な論点について整理を行うなど検討が進められている。

今後、同委員会は、基本法に従い、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を示して、国民や関係者から意見を求め、年内に報告書を作成する予定となっている。

(2) 検討を要する事項

国家公務員の労働基本権の在り方は、公務員制度の基本的枠組みや行政の執行体制に大きな影響を与える問題であることから、現行制度を見直し、新たな制度設計を議論する際には、憲法上の公務員の地位の特殊性や職務の公共性にかんがみ、以下のような民間と異なる公務に特有の論点について十分精査する必要があると考える。

第一に、憲法により公務員は全体の奉仕者とされ、官吏に関する事務の基準は国会が法律で定めることとされていること、公務員の給与の財源は基本的に税収によって賄われるため、財政民主主義の観点からも国

会の関与が不可欠であることなど、議会による民主的な統制の確保と自律的労使関係における自主決定との関係などの考え方について十分に整理する必要がある。

第二に、財政民主主義や勤務条件法定主義の下では、使用者側の当局は国会の定める予算や法律の枠内でしか当事者能力を有しないこととなり、勤務条件全体を一体として交渉することができないという問題がある。十分な当事者能力を欠く交渉がいかなる問題を生じさせるかについては、かつて協約締結権が付与されていた三公社五現業等の経験を踏まえた検証が必要と考える。さらに、同様の事情にある先進諸外国における勤務条件決定に係る制度及び実態も併せて参考にすべきと考える。

第三に、公務員の勤務実態やその成果に比して給与水準が高過ぎれば国民の理解は得られず、低過ぎれば士気の低下や人材確保への支障が懸念されるが、公務における勤務と報酬の関係は民間企業における労務提供とそれに対する利益の配分とはそもそも性格が異なることや、市場の抑制力が働かないことから、公務において交渉が妥当な結果に落ち着くメカニズムが実際に働くのかという点について冷静な検討が必要である。このほか、労使交渉の単位や交渉事項などについても、公務の職場や業務の実態に即して検討する必要がある。

また、近年、公務において不適切な労使慣行が発覚しており、新たな制度を検討するに当たっては、現行の公務における労使関係に関してその実態を十分に把握し、適切な労使関係を構築する努力を行うことが前提となるものと考えられる。

本院としては、公務員の労働基本権の在り方に関しては、以上の論点を含め、幅広い観点から慎重な検討を行った上で判断されることが必要

と考える。

第2 主な個別課題と取組の方向

1 人材の確保・育成等

(1) 採用試験の基本的な見直し

ア 社会経済情勢が大きく変化し、行政課題が複雑・高度化する中において、国民に対して良質な行政サービスを提供するためには、引き続き公務に優秀な人材を確保することが極めて重要である。

しかしながら、国家公務員採用試験の応募者は、受験年齢人口の減少や民間企業の採用動向、専門職大学院の設置等に伴う公務への人材供給構造の変化、さらには公務及び公務員に対する批判等の影響もあって減少傾向にあるなど、人材確保上、厳しい状況が続いている。

このような状況の下、引き続き公務に有為な人材を誘致していくためには、各府省と連携した積極的な人材確保・募集活動の実施と併せて、基本法においても要請されている採用試験制度の基本的な見直しが必要である。

イ 本院は、上記の問題意識にかんがみ、学識経験者からなる「採用試験の在り方を考える専門家会合」（座長：高橋滋一橋大学教授）を昨年から開催し、本年3月に報告書の提出を受けた。同報告書を踏まえ、以下の視点で採用試験の基本的な見直しに向けて検討を進めている。

- 情実や政治的影響を排除し、中立・公正な試験が構築されること
- 多様な有為の人材の確保に資する魅力ある試験とすること
- キャリア・システムの見直しなど能力・実績に基づく人事管理への転換に資するものであること

○ 新たな人材供給源に対応するとともに、専門性や国際的な対応力の高い人材の確保や有為の民間人材の採用に対応した試験体系とすること

○ 試験技法の面では、細かな知識の検証よりも、論理的思考力・応用能力の検証や人物面に重点を置くこと

具体的な見直しの内容は、現行のⅠ種試験、Ⅱ種試験及びⅢ種試験を廃止し、総合職試験及び一般職試験に再編すること、総合職試験に院卒者試験を創設すること、専門職試験及び中途採用試験を創設すること等であり、現段階における新たな採用試験のイメージは、別記のとおりである。

ウ 今後、各府省などの採用側や大学関係者などの人材供給側双方の意見を聴取するなど関係各方面と意見交換を行いながら、具体的な内容の検討を進め、平成24年度からの新たな採用試験の実施に向け、本年度末には受験者の準備に必要な情報を公表できるよう取り組んでいきたい。

(2) 時代の要請に応じた職業公務員の育成

公務員の育成に当たっては、長期的展望に立ちつつ、社会経済情勢や政治情勢の変化に応じ、公務にどのような役割が期待されているのかという観点から見直していくことが不可欠であり、また、公務員の不祥事や行政の失敗・怠慢に対する国民の批判や不信が近年高まっている状況にもこたえられることが重要である。

上記の問題意識にかんがみ、本院は、各界の有識者からなる「公務研修・人材育成に関する研究会」（座長：西尾隆国際基督教大学教授）を

昨年から開催し、本年2月に報告書の提出を受けた。

本院としては、同報告書を踏まえ、計画的な育成に向けて、採用時から各役職段階で必要な研修の体系化と研修内容の充実を進めていくこととする。特に、職業公務員としてバランスの取れた者を育成するためには、企画立案や業務管理等の職務遂行能力に加え、「全体の奉仕者であること」、「時々の政権に従い、政権を支えること」という職業公務員固有の役割にかんがみ、使命感や広い視野、識見などを長期的視点に立って涵養することが不可欠である。このため、例えば、失敗も含めた過去の行政事例の多角的検証、政治との適切な関係に関する討議、納税者や消費者・生活者等の実態に触れる現場体験、深い思索の裏打ちとなる古典教育などについて、研修の強化を図ることとする。

(3) 能力及び実績に基づく人事管理への転換

本年4月に施行された新たな人事評価制度は、能力・実績に基づく人事管理の基礎となる重要なツールであり、人事評価の結果は任免、給与及び人材育成に活用される。

人事評価を適切に実施するためには、各府省の幹部職員をはじめとした各段階の評価者がそれぞれの所掌分野の行政の目的・目標を明らかにし、職員に各自の役割を改めて理解させること、評価者と被評価者との間のコミュニケーションを通じて組織内の認識の共有化を図ることが重要である。

本院としては、昨年度開始した評価能力向上研修の着実な実施などを通じて、各府省における人事評価の公正・適正な実施を引き続き支援する。

また、評価結果の任免及び給与への活用が適切に行われるよう、各府省に対し指導を行うとともに、各府省における人事評価の人材育成への活用の取組を支援するため、コミュニケーション、部下育成といった能力評価の評価項目に関する能力の伸長に資する新たな研修コースを開発し、実施することとしたい。

(4) 人事交流の推進

民間部門や他の公的な部門との人的な交流の推進は、人材の育成や専門性の高い人材の活用、組織の活性化やセクショナリズムの弊害の是正の観点から、極めて有意義である。

基本法においては、官民の人材交流についてその流動性を高めるため、現行の制度を抜本的に見直すなど必要な措置を講ずることとされているが、そのような見直しを行うに当たっては、公務の公正性や部内育成の職業公務員との役割分担について十分留意しながら、適切に対応していくことが必要である。

その際、近年、NPO法人など民間非営利部門が公共的な社会貢献活動に重要な役割を果たしてきている状況も踏まえ、また、行政と公益法人等とのかかわりについての適正化の取組の進捗に留意しつつ、国と民間部門や地方公共団体など国以外の組織との人的交流の在り方について、職員の身分取扱いとの関係を含め幅広く研究していくことが必要と考える。

(5) 事務官・技官の呼称の廃止

現在、各府省において、官職の名称とは別に、府省名を付した事務官

又は技官の呼称が広く用いられている。このような戦前の身分的な官吏制度に由来する呼称は、昭和25年の職階法制定に伴う経過措置として、同年の国家行政組織法改正法附則第2項で従前の例として存置されたものであるが、国家公務員制度の趣旨に本来なじまず、また、法律上の実質的意味も失っている。加えて、事務官・技官の別等にとらわれた人事管理がセクショナリズムの弊害等の要因となっているとの批判や指摘もある。

したがって、本院としては、国家公務員としての一体感を高めるとともに、能力・実績に基づく人事管理の下、適材適所の弾力的な人事配置に資するよう、事務官・技官の呼称を廃止することが適当であると考え、このため、国家行政組織法改正法附則第2項を削除するなどの措置について、関係府省において必要な検討を進められるよう要請したい。

2 勤務環境の整備等

(1) 非常勤職員制度の適正化

本院は、事務補助職員等の非常勤職員の給与の適正支給を確保するため、昨年8月に各庁の長が給与決定に当たり考慮すべき事項を示す指針を発出した。今回、各府省における取組状況についてのフォローアップを行った結果、全府省で給与の規程が整備され、ほとんどの府省で基本となる給与が指針の水準に達していると認められた。指針の発出による非常勤職員給与の適正支給の取組は着実に進んできており、本院としては、引き続き早期に指針の内容による給与の支給が確保されるよう、関係府省に要請していく。

非常勤職員の休暇及び健康診断については、忌引休暇等の対象となる

職員の範囲を拡大し、一般定期健康診断の対象とするよう取組を進める。

日々雇用の非常勤職員については、1日単位の任期に加えて、閣議決定により任用予定期間を定めることとされているが、特段の事情がない限り、任用予定期間満了まで雇用されており、その後、再度任用される運用も見受けられる。しかしながら、任期が1日単位とされていることから、任用予定期間中でも退職させることができることとされ、制度上、不安定な地位に置かれている。本院としては、この日々雇用の非常勤職員の任用・勤務形態を見直し、臨時的な業務に一定期間雇用されるという性格に応じた適切な任期や再任のルールを設定する必要があると考える。この問題を解決するためには、業務運営の方法、組織・定員管理、予算、人事管理方針などの関連する課題も含めて検討する必要がある、引き続き政府の関係部局と連携して本年度内を目途に結論を得るべく検討を進める。

このほか、日々雇用以外の非常勤職員についても、今後更に必要な方策について検討を進めることとする。

(2) 超過勤務の縮減

恒常的な長時間の超過勤務は、職員の健康保持、若手職員の労働意欲や活力の維持、有為な人材の確保等に影響を及ぼすものであり、本院は、従来からその縮減の必要性を強く指摘してきたが、現在もこのような超過勤務が行われている実態にある。この問題は、行政組織の機能、活力を将来にわたり維持していくためにも、政府全体として喫緊に取り組む必要のある課題であり、各府省において、幹部職員をはじめ組織全体として真摯に取り組むことが強く求められる。

特に、本府省においては、正規の勤務時間終了後、職員が超過勤務命令を受けずに相当時間にわたって在庁している実態が見受けられるため、昨年度から、全府省において計画的な在庁時間の削減に取り組んでおり、この取組を推進することにより、在庁時間を着実に削減していく必要がある。そのためには、管理職員が部下の在庁状況を把握し、在庁理由を確認する等、その管理を徹底し、在庁時間の削減に努めることが必要である。さらに、各府省が単独で業務の改善・合理化を図ることが困難である他律的な業務に係る超過勤務に関しては、国会関係業務による超過勤務の比重が高いと考えられることから、その縮減のため、対応体制の合理化の徹底に努める必要があるとともに、当該業務について、関係各方面の理解と協力を得ながら、改善を進めていくことが重要である。

超過勤務手当については、公務員人件費を取り巻く厳しい状況を踏まえつつ、所要の予算が確保される必要がある。

本院としても、必要に応じて関係各方面への働きかけを行いつつ、各府省における在庁時間の削減の取組が徹底されるよう助言・指導していくこととする。

(3) 両立支援の推進

先般、民間労働者について、育児休業等に関する措置の拡充等を内容とする「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成21年法律第65号）」が公布された。

本院は、一般職の国家公務員についても、仕事と生活の調和の推進の観点から、配偶者が育児休業をしている職員について育児休業等をする

ことができるよう、また、子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした場合には再び育児休業をすることができるよう措置することが適当と認め、本日、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を国会及び内閣に対して行った。

あわせて、育児又は介護を行う職員の両立支援を推進するため、育児を行う職員の超過勤務の免除の制度及び介護のための短期の休暇の制度の導入並びに子の看護休暇の期間等の拡充についても措置していく。

本院としては、引き続き両立支援に関する制度の充実を図り、男性職員の育児休業等の取得促進などの両立支援の取組を一層進めていくこととする。

(4) 職員の健康の保持

職員の心の健康づくり対策は、近年、公務においても重要な課題となっており、本院としても平成16年以降指針の発出や精神科医等による相談体制の整備等各種の施策を講じてきた。今後、さらに、心身の不調に気付いた職員や管理監督者が気軽に相談できる保健師等を活用した相談体制の整備を図っていくとともに、長期病休者等の円滑な職場復帰のための方策等についても検討を進める。

また、近年、社会的な関心を呼んでいる「パワー・ハラスメント」問題についても、部下の心の健康保持の観点から、管理監督者に対して「パワー・ハラスメント」の具体的な言動例や注意すべき事項等について情報提供を行っていく。

このほか、公務における病気休暇の取得実態等を踏まえ、病気休暇の制度や運用の在り方等についても検討することとする。

別記 ー 新たな採用試験の基本的な枠組み（イメージ）

1 総合職試験

(1) 趣旨

政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを重視して行う係員の採用試験とする。

基本法の趣旨を踏まえ、採用後の選抜の強化に資するような規模とすることが適当であると考える。

(2) 試験の種類

大卒程度試験と院卒者試験の2種類を設ける。

(3) 試験区分

① 事務系

大卒程度試験は、行政・国際区分、法律区分、経済区分（いずれも仮称）の3区分、院卒者試験は、単一の区分とする。

② 技術系

総合職試験の趣旨にかんがみ、大卒程度試験、院卒者試験ともに、できるだけ大括りの区分とする。

(4) 試験種目

① 大卒程度試験

ア 第1次試験

基礎能力試験（多枝選択式）及び専門試験（多枝選択式）とし、基礎能力試験は、問題数の削減を図るとともに、論理的思考力や応用能力等の検証に重点を置いた知能分野のウエイトを高める。

イ 第2次試験

専門試験（記述式）、政策課題論文及び人物試験とし、政策課題論文は、政策の企画立案能力の検証に資する内容とする。

② 院卒者試験

ア 第1次試験

基礎能力試験（多枝選択式）及び専門試験（多枝選択式）とし、基礎能力試験は、院卒者であることにかんがみ、知能分野を中心に検証する。

イ 第2次試験

専門試験（記述式）、政策課題討論及び人物試験とし、政策課題討論は、院卒者にふさわしい政策の企画立案能力及びプレゼンテーショ

ン能力を検証するための集団討論を行う。

2 一般職試験

(1) 趣旨

的確な事務処理に係る能力を有するかどうかを重視して行う係員の採用試験とする。

(2) 試験の種類

A種（大学卒業程度）、B種（高卒者）、C種（高校卒業程度（中途採用））（いずれも仮称）の3種類を設ける。

このうち、B種の受験資格は、高校新卒者等の雇用を確保するという社会的要請も踏まえ、高卒見込み者及び高卒後2年以内の者とし、C種の受験資格は、現行の国家公務員中途採用選考試験（再チャレンジ試験）を包含するものとして40歳未満の者とする。

(3) 試験区分

① 事務系

A種、B種、C種のいずれも単一の区分とする。

② 技術系

A種、B種、C種のいずれも、求められる専門性の程度や、採用規模等を踏まえながら、できるだけ大括り化する。

(4) 試験種目

① A種試験

第1次試験は、基礎能力試験（多枝選択式）及び専門試験（多枝選択式）並びに論文試験（事務系）又は専門試験（記述式）（技術系）とし、第2次試験は、人物試験とする。

② B種試験、C種試験

第1次試験は、基礎能力試験（多枝選択式）並びに適性試験及び作文試験（事務系）又は専門試験（多枝選択式）（技術系）とし、第2次試験は、人物試験とする。

3 専門職試験

(1) 趣旨

特定の行政分野に係る専門的知識を有するかどうかを重視して行う係員の採用試験とする。

(2) 試験の種類

当面、国税専門官採用試験、労働基準監督官採用試験など現行の各種試験を移行することを基本としつつ、例えば、会計分野、金融分野、国際交渉の分野など特定の分野における専門家の確保に資する試験について、ニーズの把握を行いながら検討を進める。

(3) 試験種目

基礎能力試験（多枝選択式）（第1次試験）、人物試験（第2次試験）のほか、それぞれの職種等の特性に応じた試験種目により検証する。

4 中途採用試験

(1) 趣旨

係長以上の職への採用を目的に行う試験とする。

(2) 試験の種類

必要な府省について、職制段階に応じて実施する。

(3) 試験種目

基礎能力試験（多枝選択式）（第1次試験）、人物試験（第2次試験）のほか、それぞれの職種等の特性に応じた試験種目により検証する。

以上は、現段階におけるものであり、確定したものではない。